

議事日程第2号

令和2年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年6月14日（日）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 一般質問

散 会

令和2年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和2年6月14日
召集の場所 錦江町議会議場

| | | | |
|----------|-----------|--------|-------|
| 応招（出席）議員 | 1番 | 厚ヶ瀬 博文 | |
| | 2番 | 浪瀬 亮祐 | |
| | 3番 | 染川 金治 | |
| | 5番 | 池迫 重利 | |
| | 6番 | 池田 行徳 | |
| | 7番 | 川越 裕子 | |
| | 9番 | 小吉 昭弘 | |
| | 10番 | 中野 徳義 | |
| | 12番 | 馬込 守 | |
| | 13番 | 水口 孝俊 | |
| | | | |
| | | | |
| | 不応招（欠席）議員 | 8番 | 笹原 政夫 |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 町 長 | 木 場 一 昭 | | |
| 副 町 長 | 有 村 智 明 | | |
| 教 育 長 | 畑 中 清 和 | | |
| 総務課長 | 舞 原 利 博 | 住民生活課長 | 鶴 園 健 郎 |
| 政策企画課長 | 新 田 敏 郎 | 観光交流課長 | 中 島 裕 二 |
| 未来づくり課長 | 高 崎 満 広 | 産業建設課長 | 田 中 弘 朗 |
| 保健福祉課長 | 池 之 上 和 隆 | 農業委員会事務局長 | 落 司 毅 |
| 住民税務課長 | 川 路 洋 志 | 教 育 課 長 | 今 熊 武 朗 |
| 会 計 課 長 | 永 吉 和 幸 | 財政管財係長 | 山 王 洋 介 |
| 建 設 課 長 | 岩 下 和 文 | 総務チームリーダー | 坪 内 裕 二 郎 |
| 産業振興課長 | 宮 園 守 | | |
| 職務のため出席した者 | | | |
| 議会事務局長 | 富 尾 俊 一 | | |

令和2年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和2年6月14日（日）午前10時00分
錦江町議会議場

（開 会・開 議）

水口議長 これから、本日の会議を開きます。ここで、欠席届につきまして、笹原議員から本会議欠席の届出がございました。ご報告申し上げます。

（日 程 報 告）

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたのでご了承願います。

日程第1 一般質問

水口議長 日程第1、一般質問を行ないます。順番に発言を許します。
最初に、6番池田君の発言を許します。6番池田君。

6番池田議員 はい、6番。

[6番池田議員、質問者席へ登壇]

6番池田議員 はい、おはようございます。まず、今回のコロナウイルスにおきましては国際的にも多くの方々に様々な問題が起こっております。治療薬の開発など、早めの解決が望まれているところでございます。では、早速質問に移らせていただきます。

災害時における避難所対策についてですが、夏場に向けて、集中豪雨や台風の襲来が懸念される中、町としても、避難所等資機材整備事業として計画が進められておりますが、まずコロナウイルス感染症対策として旧校舎の活用を含めた避難所の増設や、避難所が増設された場合の消防団の配置、またマスク、消毒液等の備蓄、体温測定など改めてどのように考えているか伺います。

水口議長 はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。池田議員の質問にお答えいたします。

錦江町地域防災計画で指定している避難所は、廃校となりました体育館を含め13か所と各自治会公民館というふうになっています。

例年、災害時には3から8か所の避難所開設で対応しておりますが、避難所の増開設を図ることは可能であることから、国・県がすすめておりますホテル、旅館等の活用等については、現在検討していないところであります。

また、避難所が過密状態となることを防ぐため、可能な方は親戚や友人の家などの避難をホームページと各戸配布チラシなどで広報で、すでに周知したところでありますが、避難所内に、発熱・咳等の症状がある方が出ることを想定し、今回の補正予算で、屋内テントや屋内パーテーションを整備することとしております。

消防団員の配置につきましては、感染リスクを避けるため、消防詰所で待機させ、待避所については、役場消防隊等で対応したいと考えております。避難所内での衛生管理につきましては、手洗いの励行や咳エチケット等の基本的な対策を徹底し、避難者の入所時には、非接触型体温計による検温、体調確認を行い、その結果を避難者名簿等に記録いたします。

また、避難所等資機材等につきましては、今回の補正予算で、マスク、消毒液、非接触型体温計などの整備を計画しており、住民の感染リスクの軽減を図ってまいりたいと考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、先日、広報誌と一緒にですね、災害時用のチラシが配布されておりましたが、中にはですね、中身を隅々まで、しっかりと読まれない方もいるかと思えます。

特に、避難所へ来られる場合はですね、体温計、マスク、消毒液もしくは除菌シートなど、個人で持っておられるような品はですね、自治会長を中心に啓蒙したり、町内放送でも、何回か要望された方がいいと思えます。色々町の方も準備はしてあるんですが、やっぱり個人でできることは個人でいただければと思えます。

避難所の、スペース確保対策としましては、避難所の増設も考えられます。その中でですね、体育館などは、大きな空間に多数の避難者が同席すると考えられます。避難所としては、まず災害に対して頑丈であることが望まれ、旧校舎はそれにあたると思います。また、教室としていくつもの個別の空間として仕切られていることも考えられますので、まだまだ増設が必要

と思われるときは、活用が期待されることです。

また、これまでの避難所につきましては、各分団の分団長と副団長あるいは部長などが2人制で、警邏に当たっております。今のご回答の中に、分団で待機して、それから役場職員があたるということがありますが、例えば、あの今回パーテーションなども、準備されるわけですが、それらのその組み立て作業とかですね、そういうものの訓練とか、あらかじめそのシミュレーションとか必要だと思うんですが、この役場職員とか、またあるいは消防団員との計画はどのような考えをもっておられるのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

総合交流センターができてから1回総合訓練を実際行いました。その時にはパーテーションなどがそんなにたくさんなくてですね、保健センターの1階部分で保健福祉課を中心に訓練はしましたけれども、本格的な訓練につきましては今回の補正予算で種々の機材等が整った後、防災の日の訓練等を利用しながら、職員を中心に訓練を進めていきたいと思っております。

また、総務課を中心に各自治会においても避難訓練なり、消火訓練等の年1回の開催を呼びかけをしておりますので、そういう機会をとらえて役場の方からも指導あるいは南部消防にも要請をするなどして、それぞれの自治会ごとの訓練も強化していきたいなあとというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、そのようにできたらと思っております。

消毒液のことについてですけど、この今度の事業の中に消毒液がですね、アルコール消毒液と、次亜塩素酸水とがありますが、あの、この次亜塩素酸水生成器とその薬液についてはですね、どのような活用をされるか伺います。ちょっと聞いた話では、何か噴霧に関して、何か問題があるのではということの意味です、はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

テレビ報道でも色々言われておりますが、詳細については総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

舞原総務課長

池田議員のご質問にお答えいたします。消毒液等につきましては、カネパ

ス消毒液とか、今おっしゃいました次亜塩素酸水を購入予定しておりますが、次亜塩素酸水につきましては学校等の床とか廊下とかそういう所の消毒に使用させていただいて、手の消毒についてはカネパス消毒液等を利用する予定でございます。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、使用方法も徹底してもらいたいと考えております。

また、資材としまして、2人用屋内テント20張り、簡易間仕切りビーボックス30個、段ボールベッド30台、避難用簡易畳50組などありますが、避難所への、また来場者への、それぞれの振り分け方、例えば順番とかそれはどのように為されるのか一応伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今回1,500万程度の補正予算でいろんな機器等を購入するわけですが、避難所全部に避難者全員用の資材を配布するっていうのは現段階では非常に足りないですので、年次的に補給していきたいというふうに考えます。現段階では避難所の規模に応じて、現在購入予定している分を配置しようというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、災害がこないことが望まれ、また、災害も少ない方がいいんですが、大型台風とか大変なたくさんその避難所が設けられた場合とか、避難民がたくさん来られる場合についてですね、やっぱり一応は先着順とか、家族構成、健康度によって、分配の方法も違ってくると思いますので、あらかじめその対策は考えておくべきだとは思っております。

次に、自力でする避難所に来られない高齢者や、足の不自由な方々の把握や、対策をどのように考えておられるのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

避難時に避難に支援が必要な方々の問題ですが、地域包括支援センターでは要介護3以上の在宅の方々で同意をいただいているの方々については災害時避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は総務課、警察署、消防署ともに共有しております。災害時の避難支援に活用することにしております。

また、要支援1・2を含めた介護サービスを利用されている方々につきましては、担当のケアマネージャーを通じて情報を入手するように努めるとともに、地域包括支援センターが中心になって町内事業所と連携して情報交換を密に行い、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令中も、サービス停止などの不測の事態に備えて支援が必要な方々の抽出を行ってきたところであります。このような方々への災害時の支援は、台風など事前に災害が予想される場合は、地域包括支援センターと各事業所のケアマネージャーなどが、早くからご本人やそのご家族、並びに近所で日頃からお世話いただいている方々に連絡を取り、避難先や移動方法の確認を行っております。

また、ご家族などがいらっしゃらず、病気などを抱えた方々は、施設のショートステイや病院への特例入院などの措置を手配することもあります。その他の避難が必要な方々へも、家族や近所の協力者、タクシー券などを利用するなどして早めに避難していただくよう連絡はしておりますけれども、中にはそれでも移動手段の確保が困難な方もいらっしゃるので、社会福祉協議会に協力してもらって避難所への移動をお手伝いする場合があります。

いずれにしましても、避難や支援の必要がある方などの情報をあらかじめ入手し、災害が予測される場合には早めに呼びかけるように努めておりますけれども、想定外の災害等が発生し、多くの方が避難される場合は、避難所において新型コロナウイルスなどの感染防止について、万全の対策を講じることが困難になる場合も想定されます。

このようなことから、まずは、ご家族やご近所の安全なところへ身を寄せていただくことを念頭に、日頃からの関係づくりに努めていただくよう啓発活動や支援を行っていきたいと考えております。

引き続き地域や関係機関が連携して支援していく「地域包括ケア」体制の構築に向けて各種事業を実施してまいりたいと考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、かねてからはそういう包括センターとか色々な準備がなされているようですが、実際の暴風とかいろんな大雨の時にしましては、やっぱりその地域の民生委員とか消防団あるいは組合長中心に連絡を密にして事にあたらなければならないと考えます。

次に、最近では、本町におきましても、中国人労働者に代わりまして、ベトナムやカンボジア、インドネシアなどからの外国人労働者も増えているようです。そのような中で、外国人労働者の雇用主との災害時における連携は出来ているのかお伺いいたします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

錦江町内には、6月1日現在で、外国人で住民登録をされている方が、65名いらっしゃいます。そのほとんどが農業実習生だと思われます。

ご質問のように、雇用主との連携につきましては、基本的には、雇用主と就労者の間で、災害時の避難等についても、話し合いがなされているものと考えておりますし、外国人労働者の方も、雇用主の近くに住んでいらっしゃるため、いざというときには雇用主の方が、見守りを行っていると聞いております。今のところ役場としては特に対応はしていないところであります。しかしながら、日本語の細かなニュアンスであったりとか、うまく理解できない方などもいらっしゃるかと思いますので、今後は、自治体からの避難勧告を伝えるための「Lアラート」という情報の伝達手段がございますけれども、ほとんどの外国人労働者がスマートフォンを持っておられると聞いておりますので、「セーフティチップス」という無料のアプリで多言語情報伝達機能を利用させていただきたいと考えております。

このアプリを使いますと、地震情報に加え、大雨や洪水等に関する気象情報が12か国語で配信されますので、そのような機器、アプリ等を積極的に利用するように周知するとともに、転入される時に、パンフレットの配布などを行い、災害時の避難場所等について周知を図ってまいりたいと考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、実習生の会社におきましてはですね、このスマートフォンの使用を禁止されている、そういう方々もおられるようですので、そこは把握しておかなければいけないと思います。

ある雇用主さんと、まあ話す機会がありまして、尋ねましたところ、まず最初にですね近くの公民館を考えていきたい、次に災害が大規模であると予想されるときには、指定された避難所を利用するとのことでした。

役場と雇用主さんや労働者との連携もかねてから、しっかりやっておくべきだと考えております。これで町長への質問を終わります。

次に、教育長にお伺いいたします。最近では、グローバル化により英会話を主とした外国語教育が重要視され、また、ネット社会の到来で、オンラインでの交流も盛んになっているようです。本町でも教室におきましては、先生と生徒の間に、タブレットなどを活用した教育を率先して行っているように思います。そのような中で、昨年度、小学校5・6年生には英語専科加配教員による、英語教育がなされたと聞いておりますが、その結果はどの

ようであったかお伺いたします。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、池田議員の質問にお答えしたいと思います。小学校において、専門的な知識・技能を有する専科指導教員による授業を実施することで、質の高い教育の維持発展を図るとともに、小学校の担任教員の空き時間を作ることにより、担任の授業準備や自己研鑽の時間を確保するなど働き方改善を図り、これまで以上に質の高い授業や個に応じた学習指導が行われることなどを期待いたしまして、小学校専科指導加配授業が昨年度から導入されました。

本町におきましても、議員ご指摘のとおり、外国語教育の充実を目指しまして小学校英語専科指導加配教員、通称「SET」と申し上げておりますが、県に申請し、昨年度から配置していただき実施しているところでございます。

昨年度は、錦江中学校に籍を置いて、町内全小学校の5・6年生の外国語、英語の授業を、ALT、ケビン・ノートンが今頑張ってくれておりますけれども、ケビン・ノートンと一緒に巡回指導をしております。

本年度は、大根占小学校に籍を置きまして、小学校教員との交流を深め、より小学校での英語教育の充実や小中連携教育の推進を目指しております。授業時数は5・6年がそれぞれ週2時間設定してございます。指導に当たりますとは、5・6年が単式学級である大根占小学校と田代小学校は週2回ずつ、計4時間になるかと思っております、5・6年生で。その他の4校は複式学級ですので5・6年合同で週2時間を1回ずつ設定しております。

英語専科の成果といたしまして、各学校に聞き取りをしまして、意見が集約できております。学校のご意見といたしましては、英語専科加配が、英語の授業を受け持つことで、授業で使う絵やカードなどの教材を作成したり、ICT機器を活用したりと子どもが興味をもって英語を学べる準備が充実してきました。さらに、正しい発音、ネイティブな発音に児童が触れることが、ALTや加配教員をモデルとして、子どもたちが正しい発音で話そうとする姿勢も生まれました。それから、クラスイングリッシュ、つまりクラスの中で英語でできるだけ話すという形ですが、ほぼ英語で授業が展開されるような状況もございます。

また、英語活動アクティビティ、割とボディーアクションが、激しいです。激しいという言い方は失礼ですけども、非常に素晴らしいですので、そういう面で、児童が楽しみながら英語を学ぶことができてるので、外国語が好きだと、英語が好きだという子どもたちも増えてきているようです。

このように、英語専科加配教員を置くことで、多くの成果が現われてきて

います。今後も教育効果を最大限発揮できますように授業の工夫、それから研修もすすめてまいりたいと思っております。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、ただいまの回答の中で大変な多くの成果があったとうかがえることができました。ICTの活用とか、それから、アプリティ、このボディーアクションがやっぱり外国人は多いですので、そういう面も、身振り手振りとかそういうのも含めたコミュニケーションが大事だと思っております。それから、最近はICTを活用しているいろんな勉強の方法がなされているようで、頼もしく思っております。

それと、この5・6年生の場合には、イングリッシュの会話というか、カンバセーションと含めて、やっぱり中学生にも向けてのことでしょうが、受験対策としての取り組みも含めて行われたのか、会話だけを主にされたのか、そこをちょっとだけ教えてください。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、基本的には受験対策と申しますよりも、学習指導に則った内容について、英語も、小学校英語の方も教科書ができておりますので、それに則ってやっています。私立の受験等はそれに逸脱しない中で、受験の内容はあるかと思っておりますので、対応はできると思っておりますが、公立学校において、受験対策で、その英語をすることはございません。ただ、会話は重視しますが、現在の指導要綱の中でも文字による表現の仕方とか、そういうのは充分取り組むようになっておりますので、それでカバーしているかとは思っております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい。続きましてですけれども、今度あの3・4年生についてですね、コミュニケーション能力向上に、外国語教育活動協力員を配置されると伺っておりますが、そのまた成果はどうだったのか伺います。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、ご指摘のとおり、3・4年生の外国語活動につきましては、各学年年間35時間、週1時間程度です。設定してございます。当然、担任の教師が授業を進めるのが本務なんですけれども、なかなか英語について専門的

な知識があったりとか、専門的なスキルを持っている者ばかりとは限りません。もちろん、そういうスキルの高い教師もおりますけれども、非常に担任教師の方の意見を聞きますと、指導に不安を感じるというご意見が多数寄せられておりました。

そういうことですね、一昨年度から、本町におきましては英語指導講師という形で、通称AEAと申しておりますが、外国語教育活動協力員という形で取り組みを、担任と一緒に、チームティーチング、共同学習をすすめております。

本年度は、錦江町未来づくり専門員、地域おこし協力隊ですけれども、その方を募集いたしまして、1年間ニュージーランドで留学経験があり、外国人や異文化とのコミュニケーション能力を磨き、そして子どもの外国語教育に非常に熱意を持っている職員を採用させていただきました。指導に当たりましては、週1回の各学校の外国語活動で、担任をサポートできるようにしてございます。今回の場合も各学校に、成果等について意見を集約してみました。その中身ですが、いくつか述べさせていただきたいと思います。

まず、ひとつ目には、専門的な知識や発音で児童に指導していただけるので、子どもにとって価値がある。子どもは興味をもって授業に取り組んでいる。担任と外国語活動協力員が複数で授業を行うので、会話や活動の例が示しやすく、子どものコミュニケーション能力を養う上で非常に役立っている。教師が複数で、子どもに英語で話しかける活動ができるので、子どものコミュニケーション能力を高める指導が行いやすく、子どもも積極的に英語で話そうとする。外国語活動協力員が、黒板に掲示する絵や資料プリント等を事前に準備してくれているので、授業に深まりが出てきている。など、協力員が授業を行うことで、子どものコミュニケーション能力の向上に大変有効であると聞いております。

今後さらに、効果的な活用につきましても指導員の研修を深めながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、やはり今この言われました未来づくりからAEAと言われる方ですか、この協力員のおかげで、ALTとか学校の先生、あるいは生徒との間の中をもってですね、そうして教材も増えただろうし、スムーズに行えていたということがよく伺えました。

続きましてですね、コミュニケーション能力の、能力につきましましてはですね、まず私は聞き取る、ヒアリングが1番大事だと思っております、やっぱりあの私たちも大人になってからいくら努力しても、なかなかこのヒアリングが上手いかないので、意思疎通が難しいとでございまして、それ

には、幼児教育を含めた、早い段階での英語への慣れが関係すると思います。そこでですね、小学校の教材の一つとして、今はあのよくどこでも売っているんですけども、英語と日本語の切り替えで聞ける児童用の物語ですね、DVDなどが販売されているんですが、これを学校内もなんですが、各家庭に持ち帰って聞けるような、そういうDVDをですね、戸別配布するというそういう考えはないものか、お伺いいたします。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

ご提案ありました、素晴らしい教材だと思っております。家庭の、教育の充実の上では、そういう形を取り組まれる家庭もあっていいかなあと思っております。ただ、学校は、公的学校、学校教育におきましては、学習指導要領等がございますので、それに則った形ですすめさせていただいております。3・4年生の外国語活動、先ほど言いました5・6年生の外国語につきましても、カリキュラム並びに教科書に類するものが、できあがっておりますので、それを基本的に行いたいと思います。ただ、家庭において、さらにこんなことを取り組みたいという方については、非常に素晴らしい内容です。教育委員会にも資料等が来る場合もございますので、そういう場合は、またその担当の者に連絡いたしまして、周知はしていきたいと思っておりますが、積極的に教育委員会として購入して配布ということについては、公教育ですので、そのところは考えておりません。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、今あの学校側としてはできないということですが、いろんなDVDも格安で売っていて、我々も活用するんですけども、例えば、トムソーヤの冒険とかですね、シンデレラ姫、トムとジェリー、そういうものの日本語、英語の吹き替えでやっておりますので、これをまた各家庭の親御さんにもですね、そういう幼児教育が大切だということで、啓蒙していただければ、また向上につながるんだと思います。

次にALTのことについてでございますが、本町にも約2年を期限としてこれまで多くのALTの方が来られました。出身地や、また個性によって、授業の在り方や児童との接し方、ま、生徒ですが、また地域とのふれあいも様々だと考えます。ALTの活用は十分に為されているのか、また就業時間以外での接し方についてはどのように把握されているのか伺います。

水口議長

はい、畑中教育長。

ありがとうございます。ALTのまず勤務についてでございますが、少し長くなるかもしれませんが、月曜日は午前中は大根占小学校、午後は教育委員会の事務ということになります。火曜日は午前が神川小学校、午後は宿利原小学校、水曜日は午前が錦江中、午後は隔週おきに大根占小と田代小学校を交代で行います。木曜日は午前が田代中学校、午後は大原小学校。金曜日は午前が田代小学校、午後は池田小学校と、フルにALT活躍をしてくれているところでございます。中学校においては、英語教科担当担任がおりますので、チームティーチング。小学校におきましては、先ほど説明いたしました、小学校英語指導教員とのチームティーチングで授業を行っているところでございます。

日本人による、先ほど議員からも指摘がございましたけど、ネイティブな発音がなかなか聞き取りにくい、我々自身もほとんど聞きにくいということがございます。今度は、日本語教員の場合は、非常に発音を丁寧にわかりやすくゆっくり発音しますから、その上手さがございます。ですので、その聴きやすい発音と、ALTによるネイティブな発音両方とを聞きながら、だんだんだんだん子どもたちの耳を慣らしていく必要があるかと考えております。そういうことによって、外国人との交流が積極的に進められるよう授業を工夫しているところでございます。

小学校におきましては、先ほど言いましたとおりクラスルーム・イングリッシュというかたちで授業が英語だけで進められる形が、ALTが来た時には進められているようです。もちろん中学校の方でも、そういうことに、受験対策もございますけれども、可能な限り行っているところでございます。学校からの感想といたしましては、ネイティブな英語が聞けることで、大変価値がある。それから、児童生徒は、英語の時間をとても楽しみにして、ALTと英語で会話できることを、週に1回は必ず来ますので、そういう形で、子どもたち自身も楽しみにしていると。それから、ご指摘がありましたボディアクション、ジェスチャー等が非常に大きいので、そのことによって、子どもたちも楽しく接し合えているということも出されているようです。それから、英語でのコミュニケーションを子どもが楽しみながら自然に覚えていけるように工夫しているので、授業に欠かせない存在だと、非常にこう、存在感自身も、今後も継続して行ってほしいというご意見が多数寄せられました。

それから、授業以外ですけれども、子どもたちとはですね、一緒に昼休みに遊んだりとか、清掃活動を行っているようです。

それから、勤務時間以外の活動ですが、当然契約事項にはございません。やはり外国人の方々は、契約というのが非常に大前提ですので、なぜ、書いてないのかとかたちに捉われますので、それによってトラブルも生じている例も過去にもたくさんございますので、そういう面で契約事項には

ございませんが、個人の判断で町民や子どもたちの交流を深めておられるようです。小学校、中学校で勤務するということで「就労ビザ」も小・中学校での英語の学習ということが謳われているところでございます。

本人はですね、非常にスポーツマンです。スポーツが大好きです。ということで、町のコミュニティー・スポーツクラブに参加したりとか、教職員のスポーツイベント、バドミントン大会とかなんかにも、積極的に参加してくれます。出場してくれます。それから、余談ですけども、学校や教育委員会での懇親会等も喜んで参加して、付き合いをさしていただいているところですので、あとは個人レベルというかたちになりますが、正式な形では我々としても、命ずることはできませんので、そういうかたちですすめさせていただきます。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、学校内においての、そういう生徒との交流とかですね、あるいは職員関係とのそういう交流は今のので確認できました。私はずっとこれまでのALTの方も、それぞれの色々付き合いがございましたが、町民運動会とかですね、地域の学校の運動会におきまして、本部席に招待などが為されているのか、また、住所のある自治会、校区としての出場種目への参加など、住民との触れ合いなどは為されているのか、やっぱり気になっているところなんです。また、普段の身の回りの事につきましてもですね、ちょっと感じたことを述べさせていただきますが、前のALTの方は、アメリカ出身のマレーナさんだったんですが、黒人系の、女性の方でした。

木曜日の午後でしたが、この時間帯は大原小学校の授業のはずだったんですけど、城元でお会いしましたので、不審に思って、どうしたのか聞いてみたところ、お腹の調子が悪いということで、どっか病院に行きたいとのことでしたので、あら、大変だなあと、教育課、教育委員会が把握しているのかなあと、尋ねたところでしたが、ちょっと把握されていなかったような気がいたします。

また、今回のコロナの問題におきましても、今のケビン先生にですね、マスクは十分大丈夫なのかと聞いたんですけども、彼はイギリス出身でなかなか紳士ですので、ちょっとアメリカの方とはちょっとタイプが違いますが、会社からも送付されずに、これが最後の1枚だと言ってですね、ちょっと困った顔をされているところでした。私もそれなりには出来る範囲で対応しておりますけれども、ALTの方々も、大人なんですけども、単身、母国を離れてですね、遠い日本まで来られ、寂しい思いもしていることとおもっております。誰か親代わりまでとはいきませんが、かねてから気にかけてくれる担当職員の配置はどのようになっているのか伺ってみたいと

思います。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

ありがとうございます。現在のケビンは本町に今4年経っているかと思
います。4年目だと思います。非常に学校からの評判も高く、契約している
会社ですね、インタラック西日本というところと我々は契約を結んでお
り、就労関係、生活関係については、そこを通しながらやることになってい
ます。ですので、こちらの方で個人的ということはないんですけども、そ
ういう面で非常にそちらの会社の方からも、ケビンが非常に錦江町が大好
きだと、ということで、通年したら3年ぐらいがオーバーなんですけれど
も、本年度も続けてやりたいという意向、それから学校からの要望というか
たちで契約を1年間更新したところでございます。

ご指摘のとおり、たしかに外国人の方々というのは日本に来て、非常に
寂しい思いをされているかと思えます。教育委員会としましては、担当が指
導主事、それから、現在はAEA、先ほど言いました職員もおりますので、
そういうので対応するかたちですすめていこうと考えているところです。

学校におきましては、小学校には、小学校英語専科加配教員が昨年から設
置しておりますので、通常生活はずっと彼と一緒に同一行動で各学校回っ
ておりますので、可能かなあと。それから、中学校におきましては、中学校
の英語担当の先生がいらっしゃいますので、そこで十分交流はとれている
かと思っております。病気等につきましてはですね、教育委員会の方に、相
談があったこともございます。その際は、病院の方の手續等についても話を
したことがございました。ただ、過去については私もなんとも言えませんが
ども、できるだけ孤立させないようにはしていきたいなあと思っていると
ころでございます。よろしいでしょうか。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、そうですね、今回AEAというそういう組織も付きましたので、指
導主事さんや、このAEAの方など含めて、また役場の職員なりでも教育委
員会下におられる方でもですね、普段から連携を密にしてもらいたいと思
っております。

最後の質問になりますけども、コミュニケーション力の向上に効果があ
ると思われる、英語圏の外国の学校との、例えばインターネットを利用した
などの交流をする考えはないか伺いたします。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、議員の質問の中にも、今後の日本並びに錦江町は、子どもたちの生きていく社会は、グローバル化というお言葉ができました。私も全く同感でございます。子どもたちは広く世界に羽ばたき活躍してほしいと願うものがございます。

そこで、本町におきましても外国語活動や外国語教育を、今後さらに重点化して進めていきたいと考えております。

その一環として、先ほどから質問ございますように、ALT、AEA、SET等の人的配置につきましても、昨年度から配置しております。それから昨年度認めていただきました中学校の英語検定試験への補助も、議員の皆様方がご理解していただきまして、補助していただきまして、非常にありがたいと感じているところでございます。

今後、ご指摘のありました外国との交流の在り方ということですが、ぜひ交流や研修も進めて参りたいなあと思っているところです。それから、海外への研修派遣ということも想定を今しているところでございます。検討しているところでございます。ただ、今回の、新型コロナウイルス感染のために、非常に外国との交流につきましても自粛しているところでございます。

今後はまた計画を取りながら、また議員の皆様方にご理解もらいながら進めて参りたいなあと思っているところです。ただ、国内においてもできないことはないんじゃないかなあと思っております。外国人との交流ということで、例えば、鹿屋にありますカピックセンターでしょうか、あそこの方にも外国人の方がたくさん来てらっしゃいますので、その方々の交流とか、それから国内においてどんな施設が外国人との交流ができるのかっていうのを、こちらの方も十分検討してまいりたいなあと思っているところです。

そのためにも、まずは、今、子どもたちの外国語に関する力をしっかりつけてあげたいということで、中学校の先生方も当然ですけども、小学校の早期の英語活用、外国語活用についても推進してまいりたいと思っているところです。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、私も今回この質問をするにあたりましてですね、ちょっと調査をしたところが、県内に学生の国外交流はないか調査したところでした。その中でですね、奄美市がアメリカのテキサス州のナコードーチス市と姉妹都市盟約を結んでおり、外国語教育の一環として、お互いの中学生がホームステイで交流、また、そのついでにですね、宇宿小学校とも一昨年、昨年と交流があったそうです。今年はコロナの影響で無いようですが、年齢が近い同士で交流すると、コミュニケーションの必要性にかられ、学習効果が上がって来

るとの事でございます。このような取り組みについて、先ほども答えがあったんですが、このような活動についてはどのように思われるか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、ありがとうございます。奄美市の例を出していただきまして、私自身がそこに勤務しておりましたので、ナコードーチス市とは毎年交流しております。こちらが1年行ったり、来年はこちらがとういうかたちで、私もそれがあるものですから、先ほどありましたようなご回答をさせていただきました。非常に有効でした。ナコードーチスの方から大体その当時20名くらい来て、こちらのホームステイをしながら、またホームステイした子どもたちは、向こうのナコードーチス市の方に行って交流をしたりとかいうかたちでしておりましたので、そういう交流がまた少しでもできたらいいなあと、規模的には難しいとしても、数名でもいいからそういうのができたらいいなあとというふうに考えているところでございます。

たしかに、オンラインというインターネットを使った交流もございます。ただ、以前ですね、中学校の英語活動には選択という教科がございました。選択というのは、各教科の中で自分で好きな教科をやりたいというのが週1時間程度ございました。その中で、英語を選択していた子どもたちがオンライン上で交流をすることはございました。その当時、アプリケーションのスカイプというアプリというを使ってやっておりましたけれども、ただ、1番のネックは外国との時差でした。こちらの方が授業ができて、外国の方は夜だったりとか、時間がとれなかったりとか、非常に担当の英語教員は苦勞していたようで。ビデオもあるんじゃないかと、ビデオになると普通と一緒になんですよね、ですので、非常にそこで難しい面がありまして、選択教科が増えてなくなりました。なくなったと同時に、なかなかそういう実践もなされていないようです。議員がおっしゃるとおり学校同士の交流っていうのは、学校全体で全てがやっているという交流は今のところ私自身は把握はしておりません。県内は。ただ、一部交流しているというところは、外国とやることはございますので、そういうのを参考にしながら今後検討を深めていきたいと思っております。以上です。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、色々質問してまいりましたが、今後はですね、やっぱり先ほど申された、インターネットによるオンラインの普及によって、益々、遠隔の方々との交流も盛んになってくると思いますので、小学校の教育の上でもどんどん活用して語学力の向上に努めて貰いたいと考えます。これで、私の質問

を終わらせていただきます。

[6番池田議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、7番川越君の発言を許します。7番川越君。

7番川越議員

はい、7番。

[7番川越議員、質問者席へ登壇]

7番川越議員

コロナの発生で、やはり教育、学校、子どもたち、家族いろんなものに大きな影響があったということで、今回は、コロナ禍における教育の課題について質問をしていきたいと思っております。新型コロナウイルスの発生によって臨時休業が長期化をいたしました。2月の27日に全国の小中高に休校の要請がなされ、3月2日から春休みまで休校、4月17日に全国を対象とした緊急事態宣言が為され、4月22日から5月の10日までさらに休校ということで2ヶ月超を超すような休校になったわけでございます。5月11日にやっとうして学校が再開されて、現在に至るというようなことでございます。その間、3密を避けるために、3月当初から部活動やスポーツ少年団の活動が中止をされました。生活上においてもマスクを着用し、うがい、手洗いを徹底することはもちろんのこと、不急不要の外出を控えるなど子どもたちにとってもこれまでにない過酷な状況下であっただろうというふうに推測しているところです。そういったことで、家で過ごす時間も非常に長引きました。運動不足や、学習の遅れ、生活上のストレス、ネット、ゲーム依存など子どもや家族が抱える困りごととも問題視されるところでございます。今回の学校、家庭、子どもたちの状況を振り返り課題や問題を明らかにしておくことが、今後2波3波のコロナウイルス発生に備えることであらうというふうに考えましたので、今回質問をいたします。

まず、1点目ですが、長期休校中、子どもたちがどのように家で生活をしてきたのか、委員会あたりは把握をしていらっしゃるのかどうかお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

水口議長

はい、畑中教育長。

[畑中教育長、登壇]

畑中教育長

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、議員がご指摘のとおり、国の緊急事態宣言を受けまして、3月2日から3月25

日まで、それから後期は4月22日から5月6日までと、途中子どもたちが2週間ぐらい学校に行って、そしてまた即臨時休業になりまして、大きく2回の臨時休業を設けました。

その臨時休業下におきましての教育課題ということで、ご質問いただきまして、感謝申し上げたいと思います。

子どもの生活の把握状況についてですけれども、または一時的には学校でするので、臨時休業中、各学校におきましてはですね、担任が中心となりまして学級の子どもへの家庭訪問、それから子どもたちの家庭生活の様子とか健康状況、学習の状況なんかを把握をしていたところでございます。

当然、教育委員会といたしましても、各学校の先生方と同様に、町内に子どもたちが一時的に預かるというかたちで学童がございましたので、学童を訪問して、学童の先生や指導員の方々との情報交換を行ったり、子どもたちにも声かけをしたりして状況把握に努めました。

家庭で過ごすことが難しい子どもにつきましては、学校での受け入れということも行いまして、子どもたちの様子をそこで把握を努めているところでございます。

さらに、休業期間中ですが、概ね1週間に1回程度は、臨時登校日というのを設定しておりました。設定して、3密を避けて、学校において気を付けて、子どもたち同士の交流が図れるようにとか配慮するとともに、家庭生活の状況や学習の状況をそこでも把握することができました。

このように、臨時休業中の子どもの状況につきましては、各学校がこまめに状況把握し、そして当然のことながら学校からの報告も受けております。教育委員会といたしましても、学校が再開いたしました5月11日にですね、全小中学校のPTAの方にアンケートを取りました。「臨時休業中の子どもの様子や今後の取り組みについて」という。そのアンケートを実施したのは、指摘がありましたとおり今後第2波、第3波が行われなくてもいいと。第1波についてはほんとにこう緊急事態でしたから、早急な対応ということで十分な対応ができなかったんじゃないかなあと反省もしております。その中で第2波に向けて、第3波に向けて、教育委員会として政策等がもし必要ならばということでアンケートを取ったところでございます。

アンケートの状況からはですね、非常に保護者の方々、ご理解いただいて各学校の取り組みについても非常に好意的でございました。それから学童についても感謝の言葉がたくさんございまして、町全体として取り組む姿に、非常にありがたいと、それから後もってご質問があるかと思いますが、ネットを使っただけのオンライン授業についても趣向をいたしましたので、そういうふうな感謝の言葉がたくさんございました。

それから一部にはもちろんもっとこういうことしてほしいと、それを今後の政策としてまいりたいと思いますし、取り組んでいきたいというふう

に考えております。以上です。

[畑中教育長、降壇]

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

アンケート等も早々にしていただいているんな子どもたちの実態がわかるようなかたちでありがたいことであったと思っております。3密を避けるために、家庭訪問等がなかなか充実して行われなかったのではないかと、玄関先で2、3分程度というようなことで行われたというふうに聞いております。これはもう、やむを得ない状況であるというふうに理解はいたしますが、新1年生については十分な措置であったのか、というふうな疑問も残るわけですが、その辺はいかがですか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、家庭訪問等の状況につきましては、たしかに議員ご指摘のとおり3密を避けるという教師側の配慮のもとに、距離を置いたりとかいうかたちもあったかと思えます。学校においてはですね、家でなかなかできないと、学校に来て、そしてその交流を図ったりとかいうところもございました。当然それも3密を図るということで。まあ家庭訪問については個々の実態もございます。あの、都市部におきましてはですね、なぜ家庭訪問をするのかとお叱りのクレームがあったところも県下で聞いております。急に来られても困るとかいうかたちもあって、在り方についてはそれぞれ各学校が保護者や実態等把握しながら進めて、今後するとすれば進めてまいりたいと思っております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

新1年生についてはですね、やはりそのもう入学当初から休みというようなかたちの中で大変だろうと思えます。やはり担任の先生方におかれましても、電話等で確認をこまめにさせていただくとかいうふうに、やっただいているだろうというふうに思っております。ただ、もうひとつお聞きしたいのは、ひとり親世帯への対応についてどのような配慮がなされたのかなあというふうに考えます。ひとり親って言うてもいろんな状況下がありますので、学童等を利用される方もあるかもわかりませんが、そういうのも利用されないで、子どもたちだけが家庭にいるという状況があったのかなかったのか、それに対する配慮はどうであったのかということも。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

ありがとうございます。ご指摘のとおりですね、家庭の状況が違いますので、一応基本的にはもちろん家庭でということでしたけれども、家庭で面倒がみれないというところにつきましては学校にご相談くださいというかたちで共通のスタンスを持ちました。結果といたしましてはですね、多くの小学校は家庭でみますと、一部の小学校において学校でみていただけませんかというところはありまして、1日に少ない所で3人くらい、多い所で15人くらい来ましたと。その中に新1年生もおったというのは聞いております。そこで子どもが学校生活に慣れるように取り組みましたと。中学校におきましても少ない所で6人くらい、多い時には13人くらいと。それから学校においては、放課後は校庭を、運動場を開放いたしました。子どもたちがそこで何人来たかはちょっと把握できないですけども、確認をしながら、子どもたちにできるだけストレスを溜めないようなかたちで配慮はいたしましたというふうに報告をいただいているところです。以上です。

水口議長

はい、7番川越議員。

7番川越議員

あの、休校が長期化すると、2番目にお訊ねをする、学習の課題等があるわけですけど、そういうもの以外に非常に時間が、自由な時間がいっぱいあるわけです。その時にゲーム依存という大きな問題が私はでてくるのではないかなあと、この件については都会であるとか地方であるとかは問わずに、末端の機器があればそれでゲームができるわけですが、そういった懸念というか、もし、そういうような現実があればですね、どういうふうな指導をされたのか、その辺もお伺いしたいと思います。

水口議長

畑中教育長。

畑中教育長

はい、自宅学習のまず課題と、それからそのネット依存への対応ということで、先ほどアンケートを実施しましたと言いましたけれども、そのアンケートの中でも保護者の1番の悩みがそこでした。

まず、学習課題についてですけども、事前に学年に応じた学習課題を全学校、各学年に応じて作成いたしました。その主な内容といたしましては、学習の当然、復習です。3月は復習というかたちで対応できたんですね。それから、4月につきましては2週間程度しか授業を行えませんでしたので、復習内容といったときに前学年の復習、それから今度新しく習う、教科書はもう全部配布してございましたので、その教科書を見ながら少しでも前を

読み進められるような課題の与え方、それから自分で興味関心を持てるように進められるような課題の与え方というのを取り組んでまいりました。そういうことによってですね、保護者のアンケートでですね、非常にその学校の学習課題についてありがたかったと。それがあったからこそ子どもたちが、家庭によっては時間割りをちゃんと1時間目から5時間目まで作ってやりましたよというところもあれば、なかなか難しかったですと、やっぱりプロはプロですねというようなご意見をいただいている、保護者の方々がございました。

非常に、保護者の状況によっても違うかと思いますが、そのアンケート結果は全部各学校に返してございますので、こまめに中身を見ながら取り組んでくださいというふうにしてございます。

ゲームに対する、インターネット等を伴いましての非常に問題点というのは、我々も危機意識を持っております。数年前にもそういう事案が発生しておりましたので、町をあげて情報モラル教室の充実ということで、保護者を対象にした講演会も年1回実施しております。今年も実施する予定でした。ところが、この関係で講師の方を東京から呼んでいたんですが、今は来れませんので、今回は時期をずらしましょうというふうにしてございます。保護者の啓発がまず1番だと思います。子どもたちは学校でできておりますので、非常に外部の講師を呼んだり、先生方におかれまして情報モラルについては徹底して指導しているところでございます。以上です。

水口議長

7番川越君。

7番川越議員

ゲームの、ゲーム依存の問題については、まだこれからも多くの課題を残しているだろうというふうに考えます。例えば子どもたちがそれにのめり込んでいって生活が非常に不安定になってくるといこと、それから家庭の経済上問題、いろんなものがあるだろうというふうに考えます。やはりここらはPTA、学校あたり共通の課題として今後いろんなかたちで検討されなければいけないのかなあというふうに考えているところです。子どもたちの、生活については電話等で非常にその密に連絡がついているようでございますので、ただ一つ懸念はやっぱりゲームの依存の問題だというふうに考えています。

次に2番目に移りますが、先ほどももう触れていただきましたが自宅学習の方法については先生方が課題をいっぱい作って与えていただいたということで私は了承いたしますが、特に小学校6年生については、小学校の学習過程を充足しないまま卒業をする可能性もあります。また、中学校の3年生については受験対策が十分にできないというような、塾に行く子もいれば、いろんな勉強方法もあるでしょうが、高校受験等を控えているわけです

が、その対応についてはどのように考えていらっしゃるのか。あわせて、夏休み期間中の利用について、夏休みを短縮しながら今までその及ばなかった充足の期間を設けるのか、あるいはその国が言っているように2、3年かけて徐々にやっていくのか、としたときに、やっぱりあの高校受験、中学受験をする子については問題があるだろうというふうに考えております。その辺はいかがでしょうか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

ご指摘のあったとおり、私どもも非常にそれを心配しておったところです。3月の時点で、4月は予想しておりませんので、3月の時点で全小中学校、全学年の教育課程の進捗状況全て把握いたしました。その中で、何時間ぐらい授業ができなかったのか、そしてどれぐらい対応できるのかと。

幸いと言ったら失礼なんです、3月というのは各学校におきましては各学年だいたいもう教科が終わって復習が3月なんです。ですので、ある一定のものは終わっていると。ただ、それを定着を含める上での3月というのが位置付けているのが多くの学校です。ですが、たしかに新しい内容等も3月にございました。その内容につきましては、ご指摘の小学校6年、中学校3年生については家庭学習の課題の中でとにかく未習がないようにというかたちで、受験対策じゃないですけども取り組ませてございます。中3につきましては高校受験の前に特別に登校日を設けまして、必要な子どもは学校に来てしなさいというかたちをとってございましたので、それで対応できたかと思いますが、小6につきましては概ね中学校の、本町の中学校に進学する子どもたちが主です。自分の学校で小6でできなかったことについては、進学する中学校の方にこの子どもはこんな内容がまだ未習ですというのを、ちゃんと連絡してほしいと、というかたちをとりました。

それから在校生につきましては、学年が一つずつ上がりますけれども、その学年何が未習だったのかと、全部一覧表にして、今ここに手元にあるんですが、それを必ず引継ぎで、次の学年に渡してくださいねというふうにしてございます。それが3月の時点で対応でした。

4月につきましても、4月の授業時間の実数が、先ほど言いましたとおり2週間ぐらいの授業でしたので、その月についても未習内容については、5月11日に学校が再開されてから、どのようなかたちで回復をしますかというかたちで、各学校には依頼をしてそれも全部報告をいただいております。

ご指摘のとおり、3月、4月で大部の学校が授業日数が削られ、そして自習もその分無くて取り組まれておりませんので、学校の努力によって、行事が、まず一学期にある行事ができなくなったり、それから修学旅行が移動したりというかたちで、そこでカバーすることは可能でした。でも、それで全

部カバーしきっているとは思っておりません。ですので、現在各学校とも相談しながら夏休みの間に授業が必要じゃないのかなというふうに今持ちかけてございます。

県内では、早々に、どうどうしますという結論がでたところもございませうが、本町においても各学校の校長さん方とお集まりいただきまして検討会し、近々のうちにはその方向性が生み出せるかなと、そういうかたちで、保護者の方々にもまたご報告しようかと思っております。

結論から言いますと、夏休みの間に授業を幾ばくかしないと。やはり子どもたちの力をしっかりつける上では大切だろうと認識しております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

夏休みの授業については検討中ということで、なるべく子どもたちが充実した学力と言いますか、そういったもので、1学年1学年を積み重ねていくことが大事だと思います。特に、さっきから言っておりますように、高校受験、あるいは中学受験する子達についても十分な配慮ができればいいのかなあと。受験をしない人でもやっぱりそれなりの学力っていうのは必要だというふうに考えておりますので、ぜひ良い方向で進めていただけるようにお願いをしたいと思います。

次に、第2波のというか、第2波、第3波の、昨日の新聞あたりで鹿児島また1人感染者が出ておりますが、そういったかたちで少しずついろんなその影響が出てくるわけですが、2波の感染が起きた場合に再び、休校の可能性がでてまいります。そういった事態に備えてオンライン学習環境の整備が非常に必要だと。今回も神川小あたりで非常にいい取り組みもしていただいておりますが、これから家において、いろんな友達と繋がり、学勉強もできるというようなかたちの、そういった環境づくりというのが、整備が必要になるかと思っております。本町のオンライン授業の定着を、今後どのように考えていらっしゃるのか、予算等も繰り越しで、今回令和2年度G I G Aスクールに向けてのいろんな対応もいただいておりますけれども、本町の教育長の考え方というのがどういうものであるのかお聞きします。

水口議長

畑中教育長。

畑中教育長

はい。今回、緊急事態宣言を受けまして臨時休業という非常に前代未聞の状況が生まれたんですけれども、それを通してですね、逆に言うと今ご指摘があったとおり、ICT教育をこれまで以上に推進しないといけないということを我々自身が、そのICT教育の有効性について再認識させていただいたような気がいたします。

本町におきましては、ご指摘のとおり本年度からGIGAスクールということで、予算等にも多くの予算を取っていただきまして、感謝申し上げます。学校内のインターネットは今あるんですけども、さらにそれを高速で、大容量と、つまり動画なんかはたどたどしく動かないで、すつと動くと、それからアクセスも40人が殺到しても一斉にアクセスできるというそういう大容量の校内のLAN工事ですね、それから1人1台の、子どもたちの教育格差があってはいけないということで、1人1台のタブレットの支給ということも今回の予算にいられてございました。それを現在もう進めておりますので、早急にそれが整備ができるようにというふうに考えております。

先ほど言いました高速通信につきましては、この夏休み中に校内LAN整備を全部進める、終わりたいと思っております。

タブレットについては、国のほうがどの学校も一斉に入れてくださいと言ったものですから、逆に物がなくなるんじゃないかなあということも心配ですので、早々に取り組んでは行きたいと思っておりますけれども、なかなかそこは予想ができないところではございますが、できるだけ可能な範囲で進めていきたいと思っております。

1人1台の端末機で、インターネットを活用した授業ということで調べ学習が非常に有効性になるとか、それから、写真とか動画を添付したりとかいうかたちで表現方法も非常にこれまでにない方法が生まれてくるだろうなあと考えております。

それからオンライン授業という、先ほど言いましたが、遠隔地にあっても都会の先生の授業を受けられたりとか、そういうかたちでできますので、非常に教育に可能性が広がってくると思っております。

現在もですね、ご指摘がございました、町内の小学校、中学校でこの臨時休業中に動画配信を行ったところもございます。試行したところもございます。そのところにおきましては、非常に保護者の方から非常によかったと、やはり今後はこういう教育ですよねというお褒めの言葉をいただきました。ただ、やっぱり人と人ですよねと、最終的にはと、それだけで頼られても困りますよね、というご意見もいただいたところも事実ですので。まだ発展途上の状態ですので、先生方も研修していただいてそういうかたちを取り組んでいければいいなあと思っております。

ただ心配するのは先ほど言いました、情報モラルの関係です。情報端末機、または特にスマートフォンですが、不適切な使い道、使い方によっていじめが発生したりとか、それから誹謗、中傷とか、不適切な写真や動画を配信してしまったり取り返しのつかないことになってしまったという事件も、現在発生していることも事実です、青少年による。だから、そういうことがないように先ほど言いましたとおり情報モラル教育、子どもたちへ、それか

ら保護者へ、この両セットがないと、なかなかこれは解決できないだろうと。啓発したからといって事件がなくなるとは思いませんが、大きな事件にならないように我々自身もそこに危機感を持って取り組んでまいりたいなあと思っております。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

やはりもう情報の時代ですのでね、あの1人1台の端末機というのは学校に置いて、1人1台の端末機ですか、ですよ。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

学校備品ですので、そうですと言いたいんですが、文科省の方がですね、方針を変えました。端末機につきましてはこれまでは学校備品ですから学校の中だけだったんですが、今回のこのコロナの影響から子どもたちが家庭に持ち帰ってもよしという方針を示してくれましたので、当初は私も、また指導部の方も学校だけですよと言いたかったんですが、家庭への子どもたちが家に帰ってする分についても許可していく方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、私も今それをお伺いをしたかったんです。端末機がなければ、ちょっとそういうオンラインの勉強というのがなかなかできませんし、また経済的なものもありますし、学力も格差が出てくるといふことを考えると、やはり1人1台の端末機は学校だけではなくて、貸し出しができるようなかたちの端末機、タブレットといったようなものを取り組んでいただきたいなあということで、貸し出しということをお願いしようという気持ちでおりました。

それから、公営塾をですね、やはりそういう学習のオンライン学習をするために公営塾をもうちょっと拡大する必要はないのかなあというような考えを持っているんですがいかがでしょうか。いろんなかたちで子どもたちが触れていただく。30名ちょっとぐらいの募集をかけるわけですが、本町の場合は、30名ぐらいですよ。そうしたときに、もうちょっと拡大をして、オンライン授業がスムーズに行くようなかたちというような考え方は予算上無理でしょうか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、未来公営塾、未来寺子屋塾ですね、これについて、保護者アンケートの中でも、非常に好評でした。ありがたかったと、なかなか不安な状況の中でオンライン授業ができてよかったと、保護者の中にはやっぱり子どもだけはさせるのが怖かったからどうしても着いてないといけなかったですね、というご意見もいただきましたけれども、でもやはり非常に有効性だということは間違いのないと思っておりますので、充足して、教育委員会といたしましては充足をしていきたいと思っております。

現時点ではですね、担当が教育委員会にもおりましたので聞いてみましたところ、80名の募集に対して現在のところ38名ぐらい来ていますと。ただ、臨時休業の後、保護者が参観というか、視察にいらっしゃる保護者も増えましたと、だから今後また増えていく方向ではないでしょうかというふうなお答えでした。その80名の補充につきましては、ちょっと私の方でというか、これは未来づくり課ですので、担当課長にふってよろしいでしょうか。

水口議長

はい、未来づくり課長。

高崎未来づくり
課長

はい、未来寺子屋塾の関係についてお答えします。今年の募集はですね、小中合わせて、小学生が20名、中学生を40名募集しました。当初はですね、合わせて39名の応募があったわけですが、コロナがありましてその後また私どもの方もあと21名枠がありましたので、募集をかけましたところ、4名ほど増えております。これを拡大して、というようなことでございますが、予算の方がですね60名で約1,400万程度かかっておりますので、そこ辺の問題が1番大きいのかなあと、拡大するにはそこ、予算の関係が1番大きいのかなあというふうには考えております。

その他にですね、1番必要になってくるのが受講される家庭にですね、インターネットの回線があるかどうかということでございます。私どもの方でちょっと調査をしたところ、小中学校全保護者から回答はいただけなかったですけども、回答率70%ぐらいの中でですね、家庭にインターネットを引いていらっしゃる方が約65%程度だったというふうに記憶しておりますので、受講するとなればこのインターネットの回線が100%にならないと難しいというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

やはりですね、今回のコロナの感染については、私たちに色々なことを教えてくれたらろうと、私は思います。教育についても、「学校に行っがなら

んけりゃいけんすつとか」という、「学力も低下すいが、受験もせんならんが」と、というようなことでいろんなことを私たちに教えてくれたらうと、私はそういうふうに考えます。ですから、今後需要がやはり、ちょっとずつ増えてくるだろうと。そうすれば、「インターネットもつこがないごっせんないかんない、いろんな回線もつこわんないかんない」というような、そういったことになってくるだろうと。あながちその予算ばかりとおっしゃいますけれども、うちのふるさと納税はですね、非常にピークもピーク、すごいところで止まっておりますので、その辺の予算もですね活用をしていただくというわけにはいかないでしょうか。

公営塾の拡充については今後頑張って補充をしていただくなり、していただければいいのかなあと。だけど、これからやはりそういう需要はもう必要不可欠になってくるんだなあということを私も感じます。その辺の対応については予算を計上しながら、よろしく対応をお願いをいたします。

次に、学校が休みの間の給食費でございますが、3、4、5月の給食費についてはこれはどんな計算をされますか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

給食の取り扱いについてということですが、給食につきましては錦江町給食運営規定の中に5日以内の連続欠席については給食費の減額はしないというふうになっております。今回は全国一斉の臨時休業要請ということでしたので、3月の欠食、17日分ございました。この取り扱いについて検討いたしまして、昨年第2回の学校給食運営委員会が3月16日に開催されましたのでその中で審議していただきました。そこで3月の給食につきましてはですね、徴収の仕方がちょっと違って3月は徴収がもう間に合いませんので、その3月分を前の、8月は給食ないんですけれども、8月で徴収しておりました。ですので、8月分として徴収しておりましたので、どうしようかということで、やはりこれは返金すべきだろうというかたちで返金という措置を取らせていただきました。審議委員会でもそれが妥当だろうというご意見でございました。

中学3年生並びに3月末で転出していった子どもたち、それから教職員については3月分を全て、もう欠食分を計算いたしましてそれぞれ返金いたしました。

それから、小学校1年生から中学校2年生ですけれども、通常こう進級していきますのでそのことにつきましては、新年度、また本年度ですね、新年度の給食費に繰り越して、4月分として活用させていただくというかたちでご了解いただきました。詳細につきましては、先般開きました本年度の第1回学校給食運営委員会6月の9日にごございましたけれども、その中でご

説明いたしまして、ご了承いただいたところでございます。

それから、4月の欠食分ですが4月の欠食分は4月は休みが多かったようにみえるんですけども、ゴールデンウィークとの重なりだったもんですから、実質的には5日間だけのお休みでした。5日間については年間の中で対応が可能ということで、先ほど議員からご指摘がございました夏休みはどうするのかと、そうするともちろん夏休みの間も給食が必要ではないかなあと私自身は個人的見解を持っております。だから、その中でも対応できるのではないかなあというふうに考えておりますので、そういうかたちで進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

本町は給食の副食費として700万くらいの補助を組んでおりますので、1人あたりが大体1,000円くらいのコストダウンになっていくようなかたちで、ここ2年か3年やってきておりますよね。やはりこういう状態の中では無償化か、無償化かなあと私思うんですけども、次に2次補正が国の2次補正がありますよね、その中でその3月、4月、5月の部分についての対応というのはできないものだろうかというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

給食費の無償化については教育委員会が即答というかたちにはできないかと思っておりますけれども、今後検討の内容にはなっていくのかなあと。コロナだけだとすると今回だけというふうになりますけれども、今後のことになると大きな予算を伴いますので、軽々にここで、ああそうですよねというわけにもいきませんので、検討の内容については審議の中に入れていきたいと思っております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

ぜひ2次補正の中でちょっとカバーができる部分、あるいはそういうのが発生した部分についてどのような対応をするのかというようなことまで含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、今回の地方創生臨時交付金によって大学生や専門学生については、学生がずっと学校を辞めないで勉強を続けられるように、あるいはアルバイトで稼ぐ部分の生活が維持できるようなかたちというようなことで、就学継続支援金として、大学生については1人3万円、高校生については1人

1万円というような処置をしていただいたと、これは非常にありがたいことだったと私は考えております。と、同時に町の奨学金制度を利用して、学校、学業に勤しんでいらっしゃる方々についての、高校生、大学生等については今回のコロナ発生によって仕送りをする親の方の収入も減ということもあろうし、あるいはアルバイトで少々稼いで頑張っていたんだけど、アルバイト先で収入が得られないというようなこともあるのではないかとというふうに考えられますが、当分の間の設定を私はしたのですが、返済を免除する考えはないのかという質問をしたいと思います。

水口議長

誰にですか。教育長に。質問は。

7 番川越議員

すみません、教育長、そういうような対応というのは考えられないものでしょうか。よろしくお願いします。

水口議長

畑中教育長。

畑中教育長

はい。錦江町奨学資金の貸付についてですね、今現在のところ基金額が5,500万4千円ございます。現在、あの借入等で9名貸付ございます。それで償還中の方々が36名計45名の方々が利用されているようです。経済的理由によって就学困難な者の就学を支援する制度として非常に有効に活用されているところでございます。本年度も3名の新規者がございました、年度当初。

錦江町奨学資金貸付基金条例の中でですね、免除規定というのがございます。免除規定の中にはですね、奨学生又は奨学生であった者が奨学資金償還完了前に亡くなった場合、死亡した場合、それから又は心身に著しい障害を生じたときは免除というふうに規定ではございます。

それから猶予期間、支払猶予については疾病その他正当な理由のために奨学資金の償還が困難な者には、願い出によって相当の期間その償還を猶予することができるというふうになってございました。

奨学金制度はですね、借りたお金を返すことによって、次の奨学生がまたそのお金で運用していくという、基金を取り組みながらやっていくところでございますので、当分の間の免除はどうだろうかというご指摘もございました。たしかに報道等によりますとコロナ禍によって解雇などとか厳しい現実も伝えられておるところでございますので、いずれの場合でありまして免除だとなると、また資金の資源も少なくなり、5千万という額ですが、だんだんずっと貸し与えじゃなくて、給付型になってきますと、そういう状況は生まれてくるのかなあとと思います。そうしたときに、学問への意欲や勉学の志を持った次の世代の子どもたちが、繋ぐという資金、奨学金の制

度自体が非常に難しくなる運営になるのかなあと思ったりもします。

現在はですね、その返済中の方であっても、今回のコロナ禍による影響で経済的に困窮されたと、返済が困難などということがもしございましたら、現在の制度の中でも、延期とかそれから分割ということは、猶予することは十分可能でございますので、そちらで対応してまいりたいと思っております。

ですので、教育委員会の方に、無利子の奨学金ですので、延ばしたからといって膨らむことはございませんので、ご相談いただければ十分対応はしていきたいと思っております。以上です。

水口議長

7 番川越君。

7 番川越議員

奨学金制度の基本という、根底というのは、貧しくても学校に行きたいと、それを支えたいということだと私は思っております。ですから、今回のようなかたちの中で、家族も本人も「こいはいけいもしやならんど」と言ったときにはですね、やはりそういうような対応をされるべきだと。言われるように、免除であるとか、もうちょっと先送りをしていただくとかいうようなかたちをとらざるをえないんだと私は思っております。

基金の問題ですが、5千万の枠ではなくてどうしても必要であればですね、基金というのは町が積みばいいわけですから、これが1億であってもいいわけですよ、1千万であっても。ただ支える気持ちというのが非常に大事なことだと、これから日本を支えていく人材を育成していくと、貧しいから学べないということではなくて、どっかが支えてくれるから学んでいくと、そして自分で働くようになったら返していくよという、やはりそういった循環だろうというふうに考えております。

ですから、ぜひですねそういう申し出があった場合には、もうちょっと今回の場合はどうしても例外ですので、免除をしていただく期間を定めていくなり、あるいは猶予を持って対応していただくなりということをぜひお願いをしたいと思います。

水口議長

川越議員。

7 番川越議員

はい。

水口議長

今、教育長に対する通告の分はいまのところよろしいですか。

7 番川越議員

はい、これで。いいです。

水口議長

ここで皆さん 10 分間休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。
40 分から開始したいと思います。40 分、11 時 40 分より開会いたします。

休 憩 11 : 30

再 開 11 : 40

水口議長

席についてください。休憩を閉じて会議を開きます。
川越君の発言を許します。

7 番川越議員

すみません、引き続き高齢者福祉施設に対するコロナ対策についてお伺いをいたします。高齢者で免疫力も低下をしていらっしゃる、持病もあるという方がほとんどであります。一度発生をすると、施設内では集団感染ということになりますが、入所者や職員、家族等への感染が懸念されることです。これまで町はどのような対策を講じられたのか、また、その対策をもって施設はどのような対応をされたのかを伺いたしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

川越議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大地域では医療機関、介護施設など的高齢者福祉施設でクラスターが発生し、多数の感染者が発生する原因となっておりました。一方、施設は休業要請の対象外とされるなど社会生活を維持する上でなくてはならない施設であり、運営者は大変な苦勞をされていたんだろうと思います。

町内で感染が確認されず、介護サービス等も滞ることなく維持できていることは、町内事業者の皆さんの、万全の対策を講じるため様々なご苦勞をいただいているおかげだと深く感謝しております。

町では、新型コロナウイルス発生当初から国などからの情報を各事業者へお繋ぎしてまいりましたが、2月21日に町の対策会議を立ち上げてからは、事業所の主任ケアマネージャーとの連絡会議を随時開催し、県内、郡内、町内など感染者発生段階に応じた対応策や面会制限のルール作りなどを一緒に検討してまいりました。

加えて、町内での感染者確認などサービスを停止しなければならなくなった事態を想定して、支援が必要な高齢者等の洗い出しや緊急連絡先の情報を事業所と共有するなどの対策を講じてきたところであります。

また、感染防止対策への支援としましては、3月3日、3月23日、5月

7日に調達が困難となっていたマスクを町内の医療機関、介護事業所などにお送り、さらに、対策経費の支援といたしまして、5月29日に専決いたしました補正予算によりまして、上限50万円の対策支援補助金を創設したところであります。

今後の対策としましては、引き続き事業所、特に利用者の声を直接聞いているケアマネージャーさんなどとの連携をし、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

その上で必要な支援があれば、国、県とも協議しながら実現に向け検討していきたいと思っております。

感染拡大が続き、感染防止策をさらに強化しなければならない状況になれば、職員不足などの事態も予想されます。

介護施設等の人材不足は全国的な課題でありまして、非常に難しい問題でありますけれども、鹿児島県でも「介護人材確保対策検討会」を設置し、事業者と行政が一体となって方策を検討しておりますので、これらの協議も参考にしながら今後も支援の体制を強化していきたいというふうに考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、7番川越議員。

7番川越議員

場所が場所だけに、対応も非常にその早めにやっていただいていたのであろうというふうに考えております。1人感染をするとすぐにもう次々というように、密閉した施設の中で暮らしていらっしゃるわけですので、密閉とは言いませんが、そういうかたちの中で暮らしていらっしゃるの、町としてもできるだけ対策もされ、またそれに対して施設もそれなりの対策をされたんだろうと思っております。町長の方が言われるように、今回の地方創生臨時交付金の中では、上限50万で9事業所というようなことであげてもらいましたが、これで十分であろうかなというような疑問もあるわけですね。それと、もう一点は、ご指摘、言われたとおりにですね、非常にこの仕事については、大変な仕事だということですよ。重労働であるけれども、なかなかそのコスト的には、人件費的にはですよ、報酬も安いというようなことでなかなか長く続かない、若い人たちも長くは続かない、例えば60代の非常に根性のある人たちが何人か残っていただいて、そこを切り盛りしていただいているというような実情もみかけられる、そういった中で病院等については危険手当なりうんぬんというような国の対応もありますけれども、施設の人件費というのについては、町は何も考えてはいらっしゃらないでしょうか。次の例えば2次補正の中で、こういった重労働の方に対し

て支給をしていく、そういった枠というのはとれないものでしょうか。その2点、お願いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

検討は、されるとは思いますが、選択肢の一つとして検討はしてみたいと思いますが、国自体もそういうことを検討しておりますので、国、県等のそういう状況を勘案しながら、町も交付金でやる、町、自治体でしなければいけない状況なのか、そこら辺をまた検討してみたいと思います。

7 番川越議員

50 万で、十分なかなあと。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

50 万円についてはですね、いわゆる消毒液であったりマスクであったりとか、いろんなのがあると思いますが、そこは施設の状況によって、また施設の管理者、そういうのも含めて窓口である保健福祉課などを通じてですね、まだもっと必要であるということであれば、十分追加で検討していく必要はあるかと思っています。

水口議長

はい、7 番川越君。

7 番川越議員

国、県を問わずですね本町の独自の支援というのも私は必要だと思います。ですから、以前国が保育士と介護士に対して1万円ずつの支給をやった、臨時用の支給をやったこともありましたよね。そういう手も打っていかないとなかなかその仕事に就いていただけないということもあるだろうし、今回コロナについて、まあ言えば密着した対応をしていくわけですよ、食事介助にしても、身体介助にしても、非常にその危険を伴いながらやっていくと、こういうのが一旦発生するともう二度とこういう仕事には就きたくないという方たちもいらっしゃる。幸いもって、本町の施設等ではそういうのが発生しておりませんので、ちょっと余所目に置かれるところもあるかもしれませんが、こういった介護施設の、福祉施設の場合にはもう従来から人手足りないのですから、やはりその辺は、今回できるなら町独自でそういった予算の枠をとっていただけたらなあというところがございます。

今回のコロナ発生感染について、教育現場とそれから施設の対応というものを、今後どのような課題かなあというような手探りの質問をさせていただきました。介護については、在宅で介護をしていらっしゃる方たちにも

また、今日は質問ができませんでしたが、そういった対応も抜かりなくやっていたのではないかなあと期待をしているところですので。これで質問を終わります。

[7番川越議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、2番浪瀬君の発言を許します。2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、2番。

[2番浪瀬議員、質問者席へ登壇]

2番浪瀬議員

お疲れさまでございます。それでは通告に従いまして質問をいたします。新型コロナに対する今後の対応についてでございます。まず、第1問目に町内商店の事業支援策としてプレミアム商品券の発行を行います。プレミアム商品券については、全協において説明があり、専決で賛同をいたしました。そういう中で、発行準備も進んでいるようであり。明日説明会があって、20日からということで、9月までの期間だと聞いております。国の、2次補正もありますので、次にですね、町民への商品券の無料配布はできないか、町長がどう考えておられるのか伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

浪瀬議員の質問にお答えいたします。質問の町単独のプレミアム商品券については、すでにご存じだと思いますので詳細については答弁を割愛いたしますけれども、今後、県でも県内の飲食店やホテル等の宿泊施設などで利用できるプレミアム付き商品券や飲食店での支払に利用できるクーポンなどが発行される予定であります。

国においては、第2次の補正予算が編成され、地方創生臨時交付金も追加交付されることですから、今回の本町の支援策の効果や結果を分析するとともに、今後の国・県等の支援策も注視しながら、第3弾の支援策としてどのような取り組みを行えば、町内の消費をより一層活性化できるかを考え、商品券の無料配布も含めて検討してまいりたいと考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、商品券ということですね、質問には書きましたけれども、実際的には南大隅町も高額なお金を1人当たりあげて、それが南大隅町の町民の方にすれば喜ばれているし、やっぱり錦江町でもですね期待を抱いている方も結構多いわけでありまして。そういう中でですね、町長がいつも言われる町内の消費拡大と、地元商店街の火を消さないようにという考え方はもちろん十分に分かっているし、承知をしているつもりでございます。

しかしながらですね、やはりこれは町内の商店街に対するプレミアムであっていいと思うんですよ。でも、町長が「南大隅町は3万円配られて、それは貯金にまわるのか、町外に使われるのか、役立っていくのか、町内消費にどれだけ役立っているんだろうか」というようなことですが、やはり町民はですね、コロナ疲れがきているわけですよ。なかなか不要不急、それから子どもたちも学校の臨時休業の長期化で、祖父母がみたり、親戚がみたりして、なかなか大変、昼飯ももちろん給食がないから食べさせないといけない、10時、3時ですねやっぱりお金がいます。そういう中で、アルバイトをしてる方もなかなか無かったりとか、色々あるわけですから、商品券でも、私は商品券と書いたんですが、商品券は商品券で、今4千程度上乗せをしてされるわけですので、どこでも使える商品券であってもいいし、それからできたらですね、少しでも、金額はあれでしょうけれども、3万円じゃなくても、やっぱり子どもをみてもらったじいさんばあさんに、何かを買ってあげるとか、「大変やったなあ」ち、「また夏休みも来って、また頼んでなあ」とか、そういう使い方とかですね、まあ色々あるんじゃないかなあと思うんですよ。それで、今されているのは、商店街を生きかえさせるための処置であって、今度は町民向けにですよ、やっぱり何か少しでもしてあげたら、町民も、心がですねウキウキじゃないだろうけど、家族みんな「ほんならコロナが静まった頃にご飯食べ行こかい」ち、「1泊でどっか行こかい」とか、そういうふうに町内、町内じゃないかもでしょうけれども、町内の人たちの気持ちを盛り上げるためには、やっぱり何か必要じゃないかなあと思うんですが、どう考えられますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

質問には商品券って書いてありましたので、現金のことは考えておりません。ですので、ここでどういうふうに答弁するかというのは、ちょっと迷っておりますが、基本的には商品券の無料配布っていうのは地域の経済効果に十二分に、寄与する町内の経済循環を潤すための1番いい方法だと思いますので、無料で配布するという事は検討に値するのではないかと

うふうに考えております。ただ、おっしゃるようにコロナ疲れをしているから現金を配れば、みんな元気になるよっていう意味合いのですね現金ってというのは、財源的に考えれば今回の交付金も財源としては8千100万円で、それに対して1億5千万くらい財源をつぎました。

2次補正の分はまだ配分額は明確になっておりませんが、前回よりはもうちょっとはくるだろうとは思いますが。だけど、基金を取り崩してまで町全体に現金を配布するってというのはどうなのかなあというふうには考えております。本当に、コロナの関係で事業かれこれにこう困っている人たちに、町は昨日の補正予算でも説明申し上げましたとおり、事業を継続していくのが困難な人たち、という人たちを重点的に経済的な支援を行っているところでもあります。

あと、学生と高校生にも金額的には少ないかもしれませんが、そこについては現金の補助っていうのもやっておりますので、できるだけ町の経済、経済循環を滞らせないようなための予算の使い方が、私は町としては1番効果的であろうというふうに考えております。

現金につきましては、国からの臨時定額給付金も10万円交付もされておりますので、そういうのと、町の商品券、あるいは町が単独で行う経済的な支援を有効的に活用すれば、どうにかしてこうこの危機を乗り越えていくのではないかなあというふうに感じております。

町民全体に現金で元気づけるという方法よりも、そういう方法の方が私は有効だろうというふうに考えておりますので、基本的なやり方は今のかたちを踏襲していきたいなあというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、商品券の無料配布ということで通告をしたわけですので、現金のことは、と言われても何も言えるあれじゃないんですが、今後の選択肢の一つとしてですね検討していただければと思います。

無料の場合はですよ、全ての人が5千円であろうと1万円であろうと、現金と同じようにもらうわけですよ。今回は1万5千円のプレミアムですけれども、5千円上乘せされるんですけど、低所得の人、高齢者の人、なかなか1万円をですね出すというのも、なかなか大変な状況じゃないかなあと思うんです。年な人たちにとって、5千円のプレミアムですけれども、そのうちの2千円ですか、飲食店で使わないといけないと。年な人たちはですよ、それなら3千円じゃないかと。弁当を買わなくても、田舎で。それは景気回復ですから、策は策ですけれども、考え方としては、やはり、米も味噌も醤油も我が家にあると。「わざわざ買ってまで弁当を食べないといけないのけ」と。若い人たちは景気回復のために弁当を買ってするかもしれませ

んけど、やっぱりその辺はですね、なかなか1万円のを買えない人も結構いるんじゃないかなあと思うわけですよ。

それと、もうひとつですね、金曜日の本会議の中で、私がお茶を言ったときに、お茶が低迷をして、今2番茶はですよ、事実上赤字の状態ですがね。300円、300何十円の、キロ300何十円で、加工料が400円からかかると。そういう中で町長は「それは国からの交付金か支援がありますから」ち言われたけど、それは先の問題であって、やっぱり町としてですよ少しでも、そういう何か支援をしてあげるといふ。私が言ってるのは、商品券の無料配布しか通告してないです所以说えませんが、その辺をですね含めて町長はどう考えているか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

あのお茶だけ特化して言うと、また色々何でお茶ばかりかというのと言われると思いますが、昨日私が答弁したのは国自体がお茶については特別にそういう制度を農水省がやろうとしていると。ですので、その件につきましては、町内の茶業者にも情報が伝えてあります。ですので、10アール当たりいくらいくらの国からの支援金がありますよと。あわせて、昨日今日も町の方で防災無線ないし、チラシを出したと思いますけれども、町内の事業者に対する経済支援も当然商店街だけじゃなくて、お茶を作っている人たちもその対象になりますので、金額は5万から10万と規定されていますけれども、それも町独自の支援策の一つでありますので、5万が10万が十分な金額かは別としまして、そういう制度も活用しながらなんとかこの場を国の制度も含めて踏ん張っていただければなあというふうに考えております。

2番浪瀬議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、ですね、今朝放送があっておりました。私も聞いておりましたけれども、町長要するにですよ、町民に平等に、町長がずっとと言われるように消費拡大を図ったり、商店街の小さな店が辞めずに済むようにということで、これはほんと厚い、手厚いですね策だと思います。それにこの前も言いましたように20%、20%未満のところも5万円をあげますよということですので、町民に対してもですね、一般の町民の方にもこうこうしますよというのをしていただければですね、やはり町民1人1人も団結もでてくるだろうし、今後のですね行政に対してもいろんな面で協力をしていただける

んじゃないかなあとと思うんですが、そういう面です、無料配布を約束できないですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

先ほども答弁しましたけれども、臨時交付金の事業、対象事業として検討はしていきます。ただ、臨時交付金自体がまだ配分額の上限とかまだ示されておきませんので、先ほど川越議員の方からもありました、福祉施設の関係とか、そういうのも含めて第1回目で組みました予算以外で、具体的には教育委員会の方にも先ほど出ましたインターネットの関係とか、そういうのも積算しなさいというような指示も出しておりますので、そこら辺を全てを網羅したかたちで、無料の商品券も配布するっていうのも当然選択肢の一つとして今後検討していきます。

今の段階で5千円のを全戸に配布しますっていうのは、財源的なことも含めて断言はできませんので、選択肢の一つであるということをご認識していただければありがたいと思います。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。タダでもらってですよ、腹を立てるのはないから。みんな、そうすれば、それはタダであればですね、年々人たちは弁当を買うかもしれんしですね、若い人は飲みに行くかもしれんし、その辺は十分に検討されて、いい方向性を出していただくようお願いをしたいと思います。

次に、2番目、

水口議長

浪瀬議員、2番浪瀬議員、ちょっと。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

時間がですね、ちょうど正午になりました。

みなさんにお諮りします。

ここで昼食時間をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、次1時から開会いたします。

あの傍聴の方、すみませんけど、昼からもぜひお越しくださいますようお願いを申し上げます。

ここで休憩に入ります。

[2番浪瀬議員、降壇]

休 憩 1 2 : 0 4

再 開 1 3 : 0 0

水口議長

それでは休憩を閉じて会議を開きます。
2番の浪瀬議員の発言を許します。2番浪瀬議員。

2番浪瀬議

はい。まだ続きですけれども、午後もよろしくお願いをいたします。
2番目にですね、コロナウイルス感染症の規制が少しずつ緩和をされる中で町内でも県外ナンバーをみかけるようになっております。第2波、第3波が起こるのではないかということも言われておりますけれども、第2波、第3波が発生した場合に、町民への予防や、疑いのある方への再周知をどのように考えておられるのか質問いたします。

水口議長

はい 木場町長。

木場町長

町民の方々への新型コロナウイルス感染防止の呼びかけはこれまで防災無線や広報誌、ホームページなどで随時行ってまいりました。特に県内で感染者が確認された翌日には自治会を通じて、全戸にチラシを配布し予防対策と相談策などを、相談先などをお知らせしたところです。また緊急事態宣言の対象が全国に拡大された際にも全戸にチラシを配布して、注意事項や相談方法などをお知らせしたところでございます。国の緊急事態宣言が5月25日に解除になりましたが、引き続き、感染予防と新しい生活様式に取り組むことが要請されております。すでにホームページにはこれらの情報を掲載しておりますが 今後は広報紙や全戸配布のチラシ等でも十分注意を引き続き、喚起してまいりたいと考えております。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。町長が今言われるようにですね、若い人たちはホームページを見て。それから、5月の12日もですね新型コロナウイルス感染症の相談の流れということで全戸にチラシを回されてもらっておりますけれども、高齢の方々ですね、本当にこれを見て、息苦しいときは土日を問わずに保健所に連絡するとか、これをほんとに分かっているんだろうかと。1番怖いのは、この人たちが、熱があるんだけど、そのまま病院に行かれたりとか、それとか、サロンですか、ああいうところに行かれて、「私は熱があるだけ

ど」って言って行かれたときに、濃厚接触者になったりするというのがあるもんですから、その辺がですね、なかなか難しいのは難しいわけですよね。それをどうしようということじゃないんですが、もう1回、その前に、また2波3波が話が出たりしたときに、もう1回こういうチラシよりもですね、字を大きくして年な人たちにも分かりやすくしてもらおうとか、また、防災無線等でですよ、どうにかするとか、自治会長を通して自治会内でどうかするとかそういう対策はとれないもんかなあと思っただけの質問でございます。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

町民に配るチラシの文字の大きさについては浪瀬議員のおっしゃる通りだと思います。

先日も、経済対策の関係のチラシも産業振興課から出ておりましたけれども、極力分かりやすく大きな字で出すように今後も引き続き指示をしたいと思います。

あとあの、サロンの関係の話も出ましたけれどもサロンにつきましては当然あの感染拡大を防止する意味から、3月の下旬以降ですかね、5月いっぱいまでは開催を見合わせておりましたけれども、まあ中には、独居の高齢者の方々もいて、抑制するだけで自宅に引きこもると言う事そういう懸念も考えられることから6月から極力状況が整ったところには、再開するようにと、再開に際しての注意事項等も、保健福祉課の方から、責任者の方々にも案内を出しているところです。私も6月からあの再開したところには、極力時間をつくってサロンの方々にも直接、注意事項やら、コロナに対する町の取り組み等もですね、説明する機会を作っていただいて、説明もしているところです。改めて、また、自治会長会とか臨時開く予定が今のところありませんので、防災無線あるいは広報誌等でさらにまた、啓発を図っていきたいと思います。今のところこのために特別に集まって云々と言う事は考えておりませんので、広報誌いろんな紙媒体であったり放送媒体で喚起していきたいという風に考えおります。

2 番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい、わかりました。チラシでもですね、感染の疑いがある人は保健所ということで書いてあるんですが、なかなかですね対応がどうなのか、ちゃんとしてくれるんでしょうけれども、やはり普通かけられないところだから、やっぱりまた各町内の医療機関かれこれにもですよ、お願いをして、こうい

う人ができますという時はこうですよ、というのをしていただけるようにですね、努力をしていただければと思います。

次にですね、3番目に緊急事態宣言が出されたことにより全国のほとんどのイベント等が中止になったわけですがけれども、同じように本町においてもですね観光イベント等に、が中止をされたわけですがけれども、どのような影響を及ぼしているのかちょっと聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

4月16日に緊急事態宣言が発出され、4月25日から県からの休業要請等もあり、町内26事業者に休業等の協力をいただいたところです。観光施設の神川大滝公園や花瀬公園キャンプ場等も閉鎖を行い、公園内の事業者の方々にも協力をいただき、感染拡大防止に努めたところであります。同時に、町内で開催されるあらゆるイベントについても、中止や延期の対応をしてきました。今回のコロナウイルスによる感染防止対策の全国的な自粛の取り組みにより、観光事業者のみならず町内の飲食店をはじめ、あらゆる産業の事業所等に甚大な影響が出ていることを承知しているところであります。観光施設においては本来なら行楽シーズンで多くの入込客がにぎわうゴールデンウィークに、閉鎖あるいは時間短縮営業など売り上げ減少を余儀なくされた施設がほとんどであります。また、3月からのイベントの中止や観光ツアー等の中止により物販などの売り上げが減少になった事業所も多くあります。その対応といたしましては今のところ町内の民間事業者と同じように国の持続化給付金で、100万ないし200万円の事業であります。県の休業要請協力金10万円や事業継続支援金等の支援等とともに今回の補正予算で計上いたしました錦江町中小企業小規模事業者等緊急支援事業などの支援策を活用していただきたいというふうに考えて、商工会にも協力要請をしているところでございます。また、今後の対応につきましては緊急事態宣言が全国的に解除になり、感染状況を確認しつつ、段階的に、社会経済の活動レベルを引き上げていくこととするという方針も示されましたので、感染防止対策を取りながら段階的に観光施設を再開していきたいというふうに考えます。イベントにつきましても国から示されたガイドラインに沿った対策と、人数上限の目安を参考に開催を模索し、町内の経済活動の引き上げに取り組みたいというふうに考えております。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

| | |
|----------|--|
| 2 番浪瀬議員 | はい、ほんとですね、全国的に大変で、どこもなんですけれども特に、特にというか本町のですね、観光交流課が把握している分でどのくらいの経済的な減になりますか。 |
| 水口議長 | はい、木場町長。 |
| 木場町長 | 観光交流課長に答弁させます。 |
| 水口議長 | はい、観光交流課長。 |
| 中島観光交流課長 | はい、浪瀬議員の質問にお答えいたします。先ほど町長からも答弁があった通りほとんどの施設で休業していました関係でですね、前年費で比べたら閉鎖している施設につきましては100%の減でございます。中でも休業要請のなかった、ニジマス釣り場、にしきの里等が営業を行ったところがございますが、前年、前年度の4月5月の入込客との前年比で行きますと、ニジマス釣り場の方が80パーセントの減少、にしきの里につきましては15%の減少だったというふうに報告いただいております。 以上です。 |
| 水口議長 | はい、2 番浪瀬君。 |
| 2 番浪瀬議員 | やっぱり大きな数字なんですけれども、要請をして休んでいただいた、特に指定管理をお願いしているところはですね、なお色々大変、今後大変かなあと思うんですが、話を聞きにいかれて、大丈夫かなあと、これだけ色々、そうめん流し、トロピカル等ですねやっている中で今後も続く可能性というのは大きいわけなんですけれども、その辺はどうですか。本人たちとも話には行かれたと思うんですがどういう状況ですか。「もうこれではやっていけない」ち言われるのか、「目途が立たないですけど頑張っていこうか」ち言われるのか、どんなもんですか。 |
| 水口議長 | 観光交流課長。 |
| 中島観光交流課長 | はい。今言われる通りですね、この、緊急事態宣言後、各施設についてはそれぞれ大滝の茶屋さんであったら7回ほど協議を行っております。トロピカルガーデンにつきましては4回、にしきの里さんについては5回、ニジマス釣り場に3回、瀬々來樹館には4回という形でそれぞれの施設にですね、休業要請等が出された後とか、休業要請の施設の見直し等があって緩和されたりとか、そのタイミング、タイミングでですね協議を行っているよう |

なところでございます。今、町長からお話がありましたとおり、そういう施設については今、国の持続化給付金、100万円の部分について、3事業所の方が申請を出しているというふうに話を聞いております。その結果についてはまだ聞いておりませんが、たしかに、今言われる通りですね、この5月については、入込の閉鎖や、入込が相当減った関係でですね、ダメージを受けておまして当然、観光交流課施設内でやっている事業所さんもそうですけれども、民間事業者の方でもですね、そうめん流し等やられている方がいらっしゃいますので、そのあたりも相当な打撃を受けているような話で聞いております。ただ今後ですね、夏の夏休みに向けて今緩和しつつありますので、それに向けた取り組みを、それぞれの事業者さんとですね、工夫してやってられるように聞いております。

自助、努力されること期待しているところでございます。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、わかりました。色々何度も行っていただいてですね、ありがたいことだと思います。町長、指定管理者の委託先についてはですよ、今後また委託料かれこれのところも、辞めてもらえばですよ、これで「もううちはできない」ち言われれば、なかなか大変なことです。出来る限りですね、またそういう面でも支援をしていただければと思うところでございます。

次に、最後ですけれども、さっきもずっと言ってますけれども今後第2波が来た場合にですね佐多岬、雄川の滝を閉めないで錦江町にはどうしても来られるわけですから、南大隅町とのですね連携は密にとっておられるのかお聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的に、基本的には南大隅町との情報交換、情報共有は進めております。国や県から示される施設の使用制限等の方針を参考にしながら、今まで本町の対応を検討してきたところであります。佐多岬、雄川の滝につきましては、南大隅町の所管する施設ですので、閉鎖などの対応は南大隅町と環境省が協議して決定するというようなことになっているようでございますけれども、近隣市町村との情報交換というのは統一した考え方で、施設の在り方を決めることは、このような状況にとっては非常に重要であるというふうに考えております。引き続き、南大隅町とのこういう情報共有を進めながら町の判断の参考にしていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい。この前ですね、雄川の滝の上側のラーメン屋さんと、町長もご存じでしようけれども、まあちょっと話をする機会がありまして、どうでしたかと聞いたら、やはりちょっと遅かったんじゃないかと。もう県外ナンバーがですね、「ラーメン、餃子を」って言ってきて、怖かったもんだから、断り続けました。最初それで、閉めたあとはですね、雄川の滝と佐多岬を閉めた後はそんなになかったけど。その前は来ていて、飲食店がないわけですから、あそこにきて。それでも営業も無しで、餃子とシューマイだけを町外に送ったということですね、そういう話を聞いたものですから、いち早くですね第2波が来た時にはそういう処置をしていただきたいということで質問をいたしました。

今の町長の回答の中で、密に近隣の市町村と連携をとっているということですので、あえてですねまた答弁を聞く必要もないし、そういうふうですね、していただければありがたいことだと思います。

それでは私の質問をこれで終わります。

[2 番浪瀬議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、9 番小吉君の発言を許します。9 番小吉君。

9 番小吉議員

はい、9 番。

[9 番小吉議員、質問者席へ登壇]

9 番小吉議員

こんにちは。皆さん方には、本当、新型コロナウイルスの対策で、本当に一生懸命、対策に執られております。ご苦労様でございます。感謝を申し上げたいと思います。

それではまず、通告に従いまして、2 点ほど質問をさせていただきたいと思っております。私は農業振興策についてということで質問させていただきます。

本町の基幹産業である農業も、農業経営者の高齢化、農業の弱体化等、急激に農家人口が減り続けております。しかし反面、畜産関係では子牛の生産農家を中心に、若い後継者が出てきて、勢いを感じているところでもございます。また、耕種農家においては、露地園芸、水稻等、規模拡大をしたくても一枚あたりの面積が狭く、効率の悪い経営を余儀なくされており、経営改善のネックになっているのが現状でございます。

ひとつ事例を挙げますと、ある若い農業者は、10 h a の経営面積で、150 枚の田畑を耕作され、地域に貢献されております。しかし、長年農業を経験した者から見ればですね、1 枚あたりの面積を広げて、効率のいい状況でな

ければ労力的にも経営的にも長くは続かないと思うのは、当然のことです。

そこで、そのための改善策として、畦畔の除去や、小規模農地造成助成の検討は考えられないか、質問をさせていただきます。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

小吉議員の質問にお答えいたします。畦畔除去や小規模の農地造成を実施する事業といたしましては、農地中間管理機構関連の連農地整備事業がございます。実施要件といたしましては、事業対象農地面積が平場で10ha以上、中山間地域では5ha以上となっており、また、整備後の営農に関する事項も含まれるため、採択後も継続した地域の話し合い活動によって計画目標を達成する必要があります。

整備にかかる所有者等の費用負担がないほ場整備事業であることから、今後の目玉事業として注目しており、現在、町内では9地域が農地の集積を図るため、農地中間管理機構の事業に取り組んでいるところで、事業の進捗状況や話し合い次第では、農地整備も可能になると考えております。

ただし、農地の所有者や相続人が不明な場合は、農地の流動化が図れない状況が生じる恐れがあるため、農地整備が実施できない場合もあります。

一方、合併前の田代町で実施しておりました町単農地造成事業については、自作農地に隣接する未墾地や荒廃地の耕作者が、耕地の所有者の同意を得て、重機借り上げ等で造成する事業で、経営面積の拡大や大型機械の導入を行い、作業の効率化を図る事業でありました。事業の導入は、農地の有効面積10a当たり5万円を補助するものでありました。

ここで言う、畦畔除去あるいは小規模の農地造成とは、対象となる農地の状況等が若干異なりますけれども、制度上は類似のものと考えておまして、令和3年度に予定している農業振興計画の策定段階において、町単独事業の創設等も含めて、その必要性を検討してまいりたいというふうに考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今あの町長から、町単独でも令和3年度からやりたいと、考えておると、いうことでした。私はこの質問をする前にですね、上原の若い青年

のところに行って、彼がどんな経営をしているんだろうか、今後おそらく錦江町の農業を背負っていく1人だと思いますけれども、彼の農業に対する熱意かれこれ、色々聞いたわけでございます。彼も、最初質問の中で言いましたけれども、この面積です、だいたい4畝あります。4畝ありますけれども、20m×20mが、400㎡が4畝と言います。それを150枚、だいたい平均で作っているわけです。これは本当にですね、経営的にも大変なことだと思います。上原の田んぼに、県道から降りてみましたけれども、舗装をしていないところはですね、雨上がりでしたけれども、2mしかなくて軽トラがやっと、田んぼに落ちるんじゃないかという感じで行ってですね、これは大変だよな、こんなところで農業はできないよなというようなふう思ったわけでございます。町長も1番お分かりのようにですね、農業をする場合、せめて2トン車が通って、米を作るのであればそのワラ収集をですよ、畜産農家がワラを取りに回れるような圃場でないといけないよなと思ったりしたわけでございます。私が言いたいのは、確かに所有権の問題があったりとかします。これはもう事実です。だけど畦畔を除去したり、それに対する助成とか、あるいは今、30cmほど段差がありますから、隣の田んぼをですね、小さなブルでいいですから、押して1枚にする2枚にする3枚にするすればですね、農業経営も大変楽になるんじゃないかなと思ったりしたわけでございます。そのところ町長、どうですか。そしてですね、おそらくここも県営あるいは国営のやつで、過去には広げようというような気持ちでされたこともあったと思いますけれども、多分そこで反対されたから、できなかったんじゃないかと思うんですけれども。その辺のところは、建設課長、また後からお願いいたします。その辺のところを町長、どうですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

先ほど農地中間管理機構で、何ヵ所かの地域を具体的に計画を進めっていると申しあげましたけれども、基本的にはその団地をですね、まず農地中間管理機構の事業でできないかっていうのを、今具体的に検討を進めております。いずれにしても、どうしても名義がなおらないとか、所有者が不明であるとかというのは必ず出てくると思いますので、そういう場合につきましては、先ほど答弁しましたとおり、町単独でも何らかの形で、単独基盤整備に向けた支援を考えていきたいというふうに考えております。具体的にはですね、今の段階でその具体的な内容を、なかなか申し上げられませんが、先ほど言いましたとおり、今年産業振興課のほうで農業振興計画を作るように指示してありますので、その中で具体的に検討を進めさせたいというふうに考えております。

水口議長

はい、産業建設課長。

田中産業建設課長

小吉議員がおっしゃってらっしゃいます、上原の田んぼでございますが、先ほど詳しいことをおっしゃっていただいたんですけども、確かにあの面積としましては7町2反ほど、全面積がございます。一般的に馬庭原、「まにわばい」と言うような形でですね、地域の方々は呼んでいる田んぼなんですけれども、そこにはですね、総数で約130筆、所有者としましては62名の方が、所有者としていらっしゃる場所ではございますが、おっしゃるところ、昔から、5畝田区ということで、5畝くらい、先ほどおっしゃった400㎡、300から大きくても600㎡程度の田んぼが存在しているという地域でございます。また、一部におきましては、既に畦畔を取り除いてですね、1枚にされている方もいらっしゃる場所ではございます。先ほど町長も回答しましたけれども、やはり所有者はこれだけいるのですけれども、私も見てみましたところ、絶対に名前が変わらない方の名前が出ておまして、私も聞いたことのない名前の方がいらっしゃいますので、そのあたりで名義の変更がまず難しいだろうというふうには考えているところでございます。ですので、現在所有されている方で、貸している方ですね、この方に作っていただいているので、1枚にして畦畔を取り除き、30cmくらいの高さのものを平たんにしてするというほうがですね、事業としてはすごくやりやすいのかなというふうに考えております。先ほど、言いますとおり、全ての方が相続がうまくいくということがですね、なかなか難しいであろうということでありまして、やはりそういった現所有者の方々の同意を得ながら、畦畔除去または小規模な土地改良というほうが、スムーズな事業展開ができるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今課長が、素晴らしい答弁をされました。まさにそういう感じですね、進めていただければいいのかなと思います。やっぱりここは名義が変わらんことにはですよ、何事も進めることができないというのは理解はできますけれども、もしですね、片方の道路を見ているんですけども、道路の片方が名義が変わらない、左側が変わらない、右側が変わるのであれば、右側は若干広げてですよ、ダンプが通るくらいですね、そういう考え方もありかなと思ったりもします。とにかく面積を広げんことには、今の段階で、おそらく今、彼があそこの大部分を作ってますけど、あそこから手を引けばですね、おそらく私が見るにあたってはもう、遊休農地が荒廃ができ

て作り手がおらんようになりますよ。その時、あらしまったねと言うことがないようにですね、やっぱりここらあたりで対策を打っておかないと、いかんよねと思うもんだから、言ってるんです。かわいそうですよ本当に。あんな狭い、こんな、4畝を150枚。かわいそうです。おまけに5町歩ばかり米も作ってます。コンバインは入れられるんだけど、軽しか今度はトラックが入らんもんだから、仕事にならんのですよ。そんな状況がありますから、ぜひお願いをいたしたいと思います。

大根占水田はですね、割と区画整理がされて、きれいに耕作されておりますけれども、南部開発地域ももちろん開発されて、それ相応に広いわけです。大根占水田の場合もですね、30aの区画にやっぱり一反分とか7畝とか、そこに入っている区画がありますから、もし隣近所で畔を、畦畔を取りたいというようなことがあってですね、そうすれば、私は規模拡大にどんどん繋がるんじゃないかなと思います。ですから町長、ここはですよ、畦畔を取ったら若干色々先に面倒をせんように、ご苦労さんですねというような感じで助成金をですね、若干地主さんにやってですね、迷惑をかけますけれどもというような感じであるようなあれではどうだろうかと思ったりもするわけです。そこら辺のところはどうでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

推進したいという気持ちは十分あります。関係課、農業委員会、産業振興課等で内容を十分検討させたいというふうに考えます。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

やっぱりあの、今度も、農業委員会の局長もですね、新しくなられて、もううずうずしていると思います。ですからですね、農業委員会をうまく使ってますね、そういうふうにあっせん、調整をしていただければありがたいなと思ったりもします。とにかくこの、あっせん調整はですね、時間がかかるわけですが、効率のよい作業体系になっていかなければ、この錦江町の農業もですね、発展がないと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。ちなみに農業委員会の局長、今、大根占の水田あたりで、どのくらいの法人がだいたい大きな面積をして、だいたい中堅クラスでだいたいどのくらいだか、もちろん分かっておられると思いますけれども、どうですか。

水口議長

はい、農業委員会事務局長。

落司農業員会事務局長

お答えいたします。「もちろん分かっておられるでしょうが」という言葉もございましたけれども、個々の耕作面積等に関しましてはですね、農地台帳というところで確認をしなければ分からないというふうに思っております、今のところどういう法人が、どういう方が、どのくらいの耕作をされているというところは、ここに資料を持ち合わせておりませんので、また何らかの形でお示しできればと思います。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今ですね、法人の方が露地園芸で30町から35町、一人で経営されています。そして2番手がだいたい7.5町程度。あとは個人がですね、5町6町というのが、今、大根占水田の耕作をされております。ですから、流れを見たときに、この人たちが、この大根占の水田をですね、110町歩ありますけれども、これを彼らがやっぱりしないといかんわけですから、どうしてもやっぱり区画を広くしてですね、仕事がしやすいように、お互い対策を練りたいもんだなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に入ります。今度はですね、本町の施設園芸の農家の動向を見るときにですね、大根占地区を中心に若い後継者が頑張っている姿が頼もしく見られるわけでございます。経営状況を見てみれば、集団化されてない複数のハウスをですね、賃借をされての経営が現状でございます。そこで、個人農家および農業法人等の方がですね、確実に大面積に挑戦する経営者が増えてきている昨今、ハウス経営を考えると、青年農家への初期投資に、行政、JA等の支援策、さらに集団化は考えられないか、そこら辺の考え方を聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

現在、被覆施設の希望をしている個人は数件ございますけれども、ご存じのとおり、農業振興の補助事業は3戸以上の農家が共同で団体等の設立をしなければ採択とならないということになります。

このため、団体等の設立に向けた話し合い活動を、最低でも事業実施1年前には、団体等の設立と事業実施計画書などを作成することが必要になります。

町では、補助事業を実施する団体等の負担をできるだけ抑えるため、被覆施設整備では、補助率が65%と非常に高い、活動火山周辺地域防災営農対策事業の活用を勧めており、県への事業要望をその都度行っているところでございます。

今後、県農政普及課と連携して、施設整備に係る団体等の設立に向けて、

話し合い活動や推進、J A職員の営農指導、団体等の自己資金の調達に向けて支援等を行っていくこととしております。

また、事業に賛同する担い手農家による、計画段階からの話し合い活動を通じ、団体等の設立を行い、可能な限り集団化を図ってまいりたいと思います。

今後、農業振興計画の策定期間もありますことから、町、J A、農家等が連携して初期投資を支援する仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今、ハウスの件ですね、行政あるいはJ Aに対して、補助的な対策はできないかということで質問しているわけですがけれども。今、青年就農給付金はですね、町内で今14名です。そのうち畜産関係が4名、そして露地関係が7名。施設の園芸関係が今3名それを受給してございます。もちろん支給以外に、先輩たちも若干おりますけれども、私が見る中ではですね、もう本当に若い農業者が本当に減ってきてですね、もう大変なことだと思います。今、町長の発言の中で、桜島降灰のハウスをどうこうすれば、3名以上でないといけないということでありました。確かにそうです。ただ3名というのはこの施設園芸をする3名ぐらいがですね、中心になって、今後の錦江町の農業をやっていかなければならない人間です。それで、今資材費も上がって、町長ももちろんご存じだと思いますけれども、10a、1反作るのにハウスの資材費が1千万かかります。それで1千万かかって、町長は65%は桜島降灰対策の事業があるんだよと。まさにそのとおり、ありがたいことだと思います。しかしながら、私が提唱するのは、せめて3反歩にですね、ハウスを作って集約化して、経営をしてもらったら楽をするのになと思います。今現在、ある青年の経営を見ますとですね、ここに1反、ここに3畝、ここに4畝、数か所、4か所ほどですね、ハウスを借りて、残念ながら初期投資がなかなか難しいものですから。借りてやっているのが現状です。だからこういう人たちがやっぱり未来のある錦江町を背負って立つわけですから、何としてもこの人たちに次の世代を担っていただくんだという気持ちでですね、ぜひ、行政やれJ A、あるいは町長の政治力を利用して、いろんなどころをお願いしながらですね、彼らにサポートしていただければ本当にありがたいと思います。今一度、町長、決意のほどを。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

金銭的なことを考えれば、活動火山の事業が1番有益ではあるんですけど

れども、なかなかこれも昔みたいに、思い通りに採択ができなかったりとか、さっきおっしゃるように3名のグループそのものを作ることが難しい状況になってきつつあります。そこで、昨年あたりから、担当課には町単独でリースハウスとかそういうものの導入はできないかということの検討の指示も出しております。引き続き、農協、耕作者、町、3者で、リースでハウスを借りるとか、あるいは借り入れに対する資金補助というのは今でも多分あると思いますけれども、施設園芸の就農をしやすいような状況を作っていくということが、就農支援に1番つながるのではないかなというふうに思います。営農の体系からみても、先ほど出ましたとおり、1人で10haとか20ha作るという営農のやり方もありますし、施設園芸だと1人で3反、4反、東串良あたりのピーマンあたりでは、1反あたり600万、700万という売り上げがあるというふうに聞いておりますので、そういう意味からも施設園芸というのは今後、堅実な営農をしていく上では1番いい方法ではないかなというふうに考えております。そういう意味からも、施設園芸を希望する人たちにとって最大の難関というのは、この施設の取得であろうというふうに考えております。そこについて、リースハウスであったりとか、資金面で何らかの支援ないしそういうような形ができないかということは今、模索しておりますので、いずれ、今年1年間かけて、そこらへんに具体的な案を提案できるように、担当課を含めて、農協とも一緒にこう協議をしていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今、町長の前向きな答弁をいただきました。ぜひそういうふうに頑張りたいと思います。とにかく若手の農業者がですね、とにかくいないわけですので、大事にお互い育てていただければいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

それじゃ、3番目といいますか、森林伐採の現状についてということで質問させていただきます。近年、本町でも、田代地区や池田地区を中心に、大規模な森林伐採が行われております。近年、杉材の需要が、海外への輸出、国内ではバイオマス等で大きく伸びてきております。本町でも最先端の大型重機が、伐採を行なっておるわけですが、その後、造林や災害防止策等の対策をとっていないように感じるわけでございます。

そこで、過去5年間の伐採面積、その後の造林面積は、どのようになっているのか、また伐採後の災害対策は十分であるのか伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

過去5年間の伐採面積等についての質問でございますが、最近では大型の高性能機械で伐採をし、その後、再造林がなされないというケースなんかも結構増えてきております。

過去5年間の伐採届によりますと、人工林の主伐面積が229haでありまして、そのうち県外業者によるものが約63%の145haを占めております。それに対して、再造林されたのは35ha、再造林率が15%と非常に低くなっておるのが実態でございます。

このため、県をはじめ、なんぐう林政協議会や森林組合、並びに地元林業事業体で再造林のはたらきかけを行っておりますが、再造林率がなかなか増えてない状況にありますため、本町でも、今年の5月から、伐採届制度の厳格化を進め、森林所有者の意向調査等を行うようにいたしました。

また、万が一、伐採跡地で再造林されずに、それが原因で林地崩壊等の災害が発生した場合には、伐採業者や森林所有者も責任を負わなければならない場合もありますので、森林法に基づき速やかな再造林や天然更新が図れるよう努力していただかなければならないと考えております、

伐採後の未植栽地における災害対策につきましては、まずは森林所有者1人1人に再造林の大切さを理解していただき、再造林の推進を図り、森林法に基づく伐採後の適正な処置がとられるよう、関係機関と連携をとってまいりたいと考えております。

これらの努力をしても、結果として、災害が発生した場合には、災害復旧事業等を適用し、復旧しなければならないと考えているところです。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今、229ha、過去5年間でございますけれども、再造林がだいたい15%。私は再造林が思ったより低いなあと思っているわけですが。県外がだいたい63%で町内が40弱というような感じで、今、拝聴したわけでございます。今、見ていてですね、なかなか法規制というのは難しいような気はするわけでございますけれども、やっぱりある程度、歯止めをかけんと、やりたい放題だなあと見える部分もございまして。というのはあの、聞くところによると、仲介業者が入って、その仲介業者が山ごと買ってですね、その後は、元の所有者は関係なく、仲介業者が買った後は見ないよねというような感じであるところも、この頃若干見受けられるような気はするわけですが。そこら辺の流れは、どうでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

確固たる調査はしておりませんが、曾於市あたりから最近はこの、大隅半

島のほうに県外の伐採事業者が進出してるといのは、聞いております。そこら辺の詳細についてはですね、産業振興課長のほうに答弁させます。

水口議長

産業振興課長。

宮園産業振興課長

認定林業事業体というのを、把握をしております、町内です、森林組合を入れて5つあります。そして、俗に言う問題となっている県外伐採業者なんですけれども、都城市と曾於市が2件あります。そして俗に言うブローカーですね、名前までは言えませんので、2件把握をしております。とにかくそのような業者というのを、こちらのほうでは把握しておりますので、何かがあれば指導にすぐ行けるような体制をとっておりますので、そのようなことであります。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

土地の売買かれこれですね、何か我々が言っても、そのことは売買が済めば関係はないだろうと。そうなんでしょうけれども、何かそこに芸がないような気がするんですよ。やっぱりそこにはある程度、一筆か二筆か取ってますよ。私が1番心配するのは、流末の処理かれこれ、土砂災害かれこれ、農道に落ちて、今度は農道に落ちた流末が今度は水田に流れこんだり何したり、その辺ぐらいいまで来たときにですよ。もちろん災害復旧でされるんでしょうけども。だけどあんまりその、その辺に芸がないような気がするんですよ。だからもうちょっとその、森林組合としてもですね、いやその森林組合じゃなくて、その林業振興に関してもなんか、そこら辺のところは県あたりとかですね、国あたりとか、どうにかそんなのは考えられないのか、今そういうふうに向けて走っているのかですね、そこら辺の流れを教えてください。

水口議員

はい、産業振興課長。

宮園産業振興課長

小吉議員の質問にお答えします。今ですね、質問にありましたとおり、今年に入ってから林家の皆さんから、そういう業者が入って、大雨のときにちょっと災害が出ているということで、担当と現場を見まして、修繕をさせたケースもありますので。とにかく担当のほうに言っているんですが、伐採が済んだ場合は現場を見て、ちゃんと伐採届も出ておりますので、審査をするときに必ず公共物なり、いろんなものを壊した場合は現況に返すということを、しきりに言っております。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

もうそこまで一生懸命言われているのであればですね、別段私のほうから言う必要はないかもしれませんが。やっぱりあれだけの大規模な面積の森林伐採をするのであればですね、必ずそういうのが出てきそうな感じがします。おまけにまた盗伐があったり境界もまたなんやかんや、いじったりですよ。色々これからも聞かれると思いますけれども、そこら辺のところは十分にですね、最大限の配慮をしながら頑張っていたきたいなと思います。先ほど再造林が15%ということがありましたけれども。やっぱりこの伸びない原因は、私も理解はできるんですけども、後を植えても管理がなかなか届かないかれこれ、お年寄りだからかれこれ、色々あろうかと思えますけれども、肌でどういうふうに感じておられますか。

水口議長

はい、産業振興課長。

宮園産業振興課長

今の質問にお答えいたします。今おっしゃるとおりですね、農業もなんですけれども、林家につきましても、だいぶ高齢化が進みまして、要は伐採した後ですね、植林をするような経済的な分もありまして、なかなかできないと。植林をされたとしても、今後の手入れに経費がいるということで、なかなかこちらのですね、希望のとおり植林までしていただけないということでもあります。ということで、ほとんどの方がですね、天然更新という形になっているのが現状であります。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

町長、今、課長の答弁があったわけですけども、今後ですね、この森林状況を見ると、やっぱりあの、せめて植林をされて、そこ5年間くらいはですよ、今度は全国の、まあいえば森林の環境はこうあるべきだというような感じで、いろんなところに呼びかけてですね、5年間くらいの下刈りの補助はもう、林家が出さんでも、補助はするよというような、せつかく森林環境税なるものもあったりするわけですから。そういうのを何か、町長はどこそこ行ってですね、言われる機会がありそうですから、そこら辺のところを言ってもらったら、若干またこの再造林が伸びるんじゃないかなと思ったりもするわけですけども。どうでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私もそういうふうと思うんですが、いかんせん今の伐採については、基本

的には伐採届出制ですので、届出書自体に不備がない限り、届出を受理しなければいけないというような状況になっています。1番理想的に考えれば、届出の許可を認可するときに、再造林をしますよとか、そういう条件を付して、することができれば1番いいんでしょうけれども、現実的にはそれができていかないという状況です。ですので、町で、あるいは何らかの補助をもらって再造林の後の下刈りうんぬんを100%行政が出しますよとなると、ものすごい経費になりますので、そこはやっぱり、国あたりの法律自体を変えていかないと、それぞれの自治体ではなかなかこれについては対応をしにくいというふうに考えております。振興局あたりでも、この林業の担当の会あたりでも、法律改正というそこまではあれでしょうけれども、根本的な解決策については、それぞれの自治体ではもう非常に限界があるというのも認識している状況ですので、できることなら上位法を改正して、再造林を義務づけるなり、何らかのその、新たな法的な施策でない、今の状況をなかなか打破することは非常に難しいというふうに考えております。あと環境税もありますけれども、環境税についてもこれだけの面積を環境税をもってとかというの、当然のことながら無理ですので、環境税は環境税で使う方法もちろんありますけれども、やはり今の段階では、その届出制に対する取り組み、上位法の、再造林に対する取り組み等を、国自体の制度で変えていくのが1番有効ではないかなというふうに考えております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

知恵をいただきましたけれども。再造林をするのにですよ、条例を作ったらどうか。そんな難しい条例じゃなくてですね、せめて許認可の届けの段階で、再造林はするんですよ、これに違反したら何%のというような感じもあるだろうし、そこら辺のところの考え方でですね、この再造林率を伸ばさんことには、何か厳しいような気がするんですよ。本当あの、山を土地ごと買って、あとは全部逃げてるわけですから、人によっては。ブローカーがおって、そのブローカーが握ってあとはもう地主はもう関係がなく、それはほったらかし。そういうのが見えてるわけだから、そこら辺のブローカーの歯止めをかけたりますよ、何かそこら辺のところ、皆さん方は頭がいいわけだから。あんたたちは「シンクタンク」やっでな、大根占の。錦江町の。私らと違うんだから。だからそこら辺のところをやろうと思えばやれると思うんですよ。だから法律ばかりじゃなくて、そういう感じで、条例もあつたり何したりするわけだから。一緒にもうちちょっと考えていったらどうでしょうか、ということで、思うんですが、町長いかがでしょう。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

再造林を義務付ける条例を作ったらどうかというようなご提案ですが、これにつきましては上位法等がありますので、そこら辺をこう慎重に考えながらしないといけないというふうに考えますので、町が単独としてそういう制限をするような、伐採届出に制限をかける条例を作ることができるのか、そこら辺はですね、県あたりとも慎重に協議をしながら、検討はしますけれども、現実的にできるかどうかについては、今後検討をしていきたいと思えます。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

そこまで私も難しいことは言いませんけれども、だいたい考え方として、このままじゃちょっとばかりおかしいよなというのが、気持ちがあるんですよ。だから、何かおかしかったら、100%パーフェクトにきなさいとは言いません。けどおかしいんだったら、1でも2でも、ちょっと改善しようやと。「いけんかしましょうや」という気持ちの中で言っておりますので、そこら辺のところは十分にご理解をいただきたいと思えます。

何か、大変失礼な物事を言ったような気もしますが、とにかくこの今の段階でどんどんこの伐採が無秩序にですね、行なわれていくのであれば、ちょっと先々、大変だよなと思うもんだから、今日は質問させていただきました。どうかひとつ、森林はですね、町の、何と言うんですか、1番いいエネルギー源ですので、お互い、山の二段眺めでですね、いい人生を送りましょう。ありがとうございました。

[9番小吉議員、降壇]

水口議長

議員の皆さんにお願いを申し上げます。私ごとではございますが、やはり質問者が質問するときには、私語は謹んでいただくように。これはもう議会の流れでございますので。ひとつ、注意をしてください。

休憩に入りたいと思えます。開始は15分から。お願いいたします。

休 憩 14:05

再 開 14:14

水口議長

次に、5番池迫君の発言を許します。5番池迫君。

5番池迫議員

はい、5番。

[5 番池迫議員、質問者席へ登壇]

どうもお疲れさまです。最後の質問者となりました。私がですが、今回、トロピカルガーデンかみかわの質問をするわけですが、先日のベネフィットの件です、無料化だったのが有償にしたらどうかと言うようなことで、大変話題になったわけですが、そういった流れの中で、我々が知らない部分が多かったというようなことがあったものですから、他の施設はどうかかなというような思いです、今回、トロピカルガーデンかみかわについて、質問することにいたしました。よろしく願いいたします。

それでは早速、質問に入ります。この施設は、いつ、どのような目的で建設されたのか、まず伺います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

池迫議員の質問にお答えいたします。トロピカルガーデンかみかわの果樹ハウスにつきましては、平成6年5月に、国の山村等振興対策事業費補助金を活用し、生産した亜熱帯果実を食材として、トロピカルガーデン内の飲食店において利用するために建設されたものであります。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

平成6年にされたと。平成6年ですよね。食材として利用するような形で作ったんだというようなことでありますけれども。ちなみにこの建物の面積とか、建設費はいくらぐらいかかったんですか。

水口議長

木場町長。

木場町長

産業振興課長に答弁させます。

水口議長

産業振興課長。

宮園産業振興課長

それではお答えいたします。この温室施設は、728.52 m²です。工事費につきましては、温室施設事業費が、3,400 万円程度。温水配管が2,600 万円

程度。合計の6,000万円です。以上です。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

建設費がそれぞれ、3,400万、2,600万ということで、6,000万かかったということでもあります。ちなみにですよ、建設費だけ、果樹の植栽費も入っているわけですか。

水口議長

産業振興課長。

宮園産業振興課長

はい、その金額も含んでおります。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

分かりました。面積が728㎡、約7畝ですよ。そしてまた6千万くらいかかったというようなことでもありますけれども。これの稼働期間というのは、どのくらいあったのかお伺いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

稼働期間というのはですね、できたのは平成6年5月ですけれども、ダイオキシン規制法の改正によりまして、12月1日から鶏糞焼却場が使用できなくなったことから、明確には記憶しておりませんが、おそらくダイオキシン規制法に基づいて、鶏糞焼却施設が使えなくなった以降については、温水が供給されなくなり、普通のハウスになったんだろうというふうに思われます。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

平成6年にできて、もう12月にはダイオキシン規制法なんかでもうできなくなったと。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

平成12年1月にダイオキシンの特別措置法が施行されたというふうになっていますので、5年ないし6年くらいは温水が供給されたであろうと思われます。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

稼働はしたんだというような、答弁ですね。5年から6年はしたんだと。そういった状況の中ですよ、果樹が植栽されて、マンゴーにしても、植えつけてから2年3年、幼木が成長して果実になるわけですけども。なろうとしたときに、そうやって、もう収穫ができるなあというときに、ダイオキシン規制法なんかで温水供給ができなくなったというようなことでありますけれども。どのくらいのですよ、果実がですよ、どういった、マンゴーにしろバナナにしてもあると思いますが、どのようなのが食材として提供できたのか、そういったところはお分かりですか。

水口議長

はい、産業振興課長。

宮園産業振興課長

お答えいたします。亜熱帯果樹ということで、マンゴー、それからミニバナナ、それからパパイヤ、それからドラゴンフルーツ、あと時計草ということで、パッションフルーツですね。それで、その当時ですね、トロピカルガーデンのほうで、生の果実を、2万円から3万円、販売したというふうに聞いております。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

果実を商品として販売したということですよ。そう理解していいわけですか。食材とするということは、商品としても販売してもいいんだという解釈でよろしいわけですよ。商品として売ったんだと。

水口議長

はい、産業振興課長。

宮園産業振興課長

やり方としては、例えば定食の横に、ちょっと果物という形で出されたというふうに聞いております。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

作ってから5、6年で廃止したというようなことでありますけれども、この施設を、もう稼働しなくなった、それからの運営状況というようなのは、どのようにやってきたのか伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

平成 12 年 1 月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同ハウスの熱源として活用していた鶏糞焼却施設が、燃焼温度が低く、ばい煙中にダイオキシンが含まれているとの理由から使用中止となり、同ハウスへの温水提供がストップいたしました。

このため、この時点から、亜熱帯果樹ハウスとしての活用は、不可能となったところであります。

町の職員は栽培技術も持たず、管理が難しいことから、平成 15 年頃、管理を神川振興会、現在の神川地区公民館に依頼し、年数回のハウス内の管理と周辺の草払いをお願いしたところであります。

平成 25 年 9 月、神川地区公民館長から、ハウスの責任者が一身上の都合により今後の管理ができなくなる旨の申し出があり、当地区においては後継者の選定も困難なため、トロピカルガーデン熱帯果樹ハウスの管理に関する協定書を解除したいとの申し出がありました。

その後、平成 26 年 1 月に、錦江町レイシ会から、地域の特産品にしたいという申し出があり、是非ハウスの管理をしたいという意欲もあったことから、錦江町レイシ会を管理の適任者と判断して、管理に関する協定書を締結して本日に至っているところであります。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

私もこの果樹ハウスを見に行っただけですけども、ハウスの周辺も除草がされてですね、中のマンゴー等も上のほうから糸で吊るしてあったんですよ。その中で、果実はどうなのかなと思ってみたら、梅干しですよ、あのくらいの大きさでしか、今のところなかったんですよ。あれよりもうちちょっと大きいかと思って、見ていたところなんですけれども。

これをですよ、専門家に聞いてみると、設定温度を 24 度ぐらいに持っていけないと、マンゴーなんかはならないですよというようなことでありました。レイシ会の人たちも大変なご苦勞をなさってですね、ミツバチを置いていたり、ハウスの中に魚を置いて銀バエが来るような形にして、それで受粉をするというような形をとっておられるようでもありますけれども。大変苦勞をされているな、一生懸命やっておられるなというようなことで、私も見ていたところです。

以前もですね、私たちも神川振興会の中で、このハウスの管理をやったり、またハウスの横に、ツバベニチョウのハウスを作ってやった経緯があるんですよ。それでもなかなかうまくいかなかったと。また、その周辺に、入り口付近にアジサイなんかを植栽した経緯もあるんですよ。そういった中でやっぱりこう、アジサイも根付かなくて、数本だけ今現在残っているというような状態です。

そういった中でこう、大変な、レイシ会の人たちも大変な苦勞をなさっているなという気がしているところではありますが、今後ですよ、この施設の運営利用、先ほど同僚議員からもですね、この施設を使ったハウス経営を考える後継者も出てくるんじゃないかと、ハウス園芸を基づいた制度化がこれからは必要であると。収入安定をすることも大事だということでもありますけれども。そういった方向でですよ、若い人たちが、有効利用という面からですよ、このハウスを農業のほうに利用できないかなというようなことを、私も考えているところなんですけれども。そういった申し入れが町民からあった場合、農家からあった場合は、町長としてはどのような考えを持っておられますか。当然、レイシ会の人たちが、期間内はやると、やられるのが当然のことだろうと思いますけれども、そういった有効利用というようなことを考えた場合ですよ、広い観点から考えた場合、そういったひとつの農家の、有効利用のひとつとしてできないかなと私は思うんですけれども。どうでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

現在のところ当施設は行政財産になっておりますので、平成26年から今のレイシ愛好会の方々に、管理に関する協定を結んで本日に至っております。ですので、過去の経緯等も踏まえて、更新時がありますので、更新時の以前に愛好会の方々と協議をして、より効果的な効率的な施設の運営について、検討を進めていきたいと考えております。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

そういった感じでもいいんじゃないかなと。亜熱帯植物園ですから、そういったマンゴーにしる、他に有効なパッションフルーツ、色々こうあると思います。そういったのを若い農家の人たちがあのハウスを利用してやるような形ですね、そのような選択もあっていいような気がしますので、そのところも十分踏まえて、公募なりそういった形をとってもらえればなど思っているところであります。

このトロピカルガーデンかみかわの条例なんですけれども、これをずっと読んでいくと、第1条に、熱帯植物とのふれあい、錦江町民の健康づくり及び町外者との交流を図るため、錦江町トロピカルガーデンという。場所としては神川の3464番地の10周辺というようなことでありますけれども。これをずっと読んでいくとですね、町長、この条例自体が、お風呂にかけたような条文なんですよ。亜熱帯植物園の、そういったところなんかの文言も入っていない。入っているとしたら、果樹ハウス内には、犬猫等の動物類

は持ち込むなというようなことであるだけでですね。なんかこの条例の整備がされていないようなのが、気がしますが、この条例の改正とか、不備なところの整備は考えられないですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

条例ができたときには、おそらく町が直接、植物園も管理をするということとを前提でこの条例は作られているものであろうと思われます。状況が設置の当時からすると、変わってきておりますので、中身の検討をする必要があるのかなというふうには考えています。現実には即して内容等の変更もちょっと検討してみたいと考えます。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

この条例改正が今年の3月3日には改正されているんですけども、これも消費税率の改正による手数料や使用料の見直しだけでですね、大切な項目が抜けているというようなことでありますので。他の条例等についてもですね、また調査してですよ、そういった不具合、不備があるようなところは、改正していただきたいと思います。

関連ですけども、国道269号線の海岸沿いに、展望台というようなことで、木造で階段を作って、展望台を作った経緯があると思います。その状況はどのような管理又は周知をされているのか伺います。

木場町長

観光交流課長に答弁させます。

水口議長

はい、観光交流課長。

中島観光交流課長

ご質問にお答えいたします。今、トロピカルガーデンかみかわの温泉施設の奥のほうにある展望台のことですが、管理につきましてはシルバーの方々を委託してですね、草刈り等を若干やっているところでございまして、主に展望台がございましてよという形で、観光客にはですね、周知はなかなかされていないような状況で、お風呂に来た方が寄ったりしているというような形での話は聞いております。特にその上にあります東屋についてはですね、頻りに利用されているように確認しております。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

私も前にそういったことを聞いたんですよ。あそこに階段があつて、桜

島も見えるよなというようなことで、もうちょっとここもアピールして、もうちょっと整備もよくすることができないだろうか、というようなこともあったんですね。ぜひそこも併せて、整備していただきたい。また交流の場として有効利用していただければなと思っていますところでもあります。

次に、道路管理について、白線等について質問いたします。町道や町有施設からの停止線や路側帯線、中央線等が、見えにくいところがあったり、また消滅している箇所があるので、どのような対策を今後講じられていくのか、お願いいたします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

議員ご指摘のとおり、特に車両通行量の多い町道につきましては、停止線、路側線、中央線、及び町管理施設からの停止線等が見えづらくなっている箇所があります。このため、平成 24 年頃から年次的に施工を実施しているところでもあります。

区画線については、道路の車両通行の安全には欠かせないものであると認識しておりますので、本年度も 5 箇所を予算化しているところであり、今後も、引き続き、現地パトロールを実施して計画的に施工してまいります。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

今年 5 か所というようなことで、長さ的にどうか、それはどのくらいの長さぐらいなんですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

詳細は、建設課長に答弁させます。

水口議長

はい、建設課長。

岩下建設課長

今の、池迫議員の回答をいたします。今年 5 か所、いわゆる 5 路線計画をしております。だいたい今までの計画どおりにいきますと、1 路線、中央線のみでいきますと、300 メートルから 400 メートル。路側線も含めると、200 メートル程度は 1 路線でできる計算になっておりまして、合計 5 路線という形になっております。以上です。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

今5路線考えていると。中央線まで、路側帯や中央線まで考えると、1路線200メートルというようなことでありますけれども。これを5年計画でやるということですか。5年計画で、完全に、完全にというか、5年間の中で終了できるというか、そういった道路整備、白線の整備ができるような形なんですか。もうちょっとこう、予算をつぎ込んで、今の時期なんか特にですよ、雨が降ったりすると路側帯が分からなかったり、特に夜になったらライトが濡れている路面で吸収されたりして、分からないわけですよ。白線があるとそういったところが見えやすいというようなことでありますけれども。もうちょっとこう予算付けをして、もうちょっとこうできないもんですか。そこは。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

5カ年じゃなくてですね、今年計画しているのが5路線。5カ年の内ではなくて今年5路線ですので、来年度以降も、先ほど申しましたとおり、現地パトロールとか、住民から、地域からの要望とか、いろんなのが出てくると思いますので、できるかぎり予算化していきたいなというふうに考えます。

水口議長

はい、5番池迫君。

5 番池迫議員

大変申し訳ございませんでした。ぜひですね、予算化をして、そういった解消に努めてもらいたいと。町道においてはですよ、大変こう、シルバー人材の方が草を払ったり、また建設課の職員の方が見回りをしてですね、側溝の草が詰まって、大きく枯葉が山盛りになって側溝をふさいでいるというようなところがあるところなんかですね、よく見て処理されているところでもあります。また道路にかかる大きな木なんか、枝がですね、こう道路に覆いかぶさっていると。トンネル状態になっているようなところもあるところをですね、今回建設課のほうでも、そういった対策がなされているように、職員のほうからも聞いているところでもあります。そういったところもですね、白線同様、十分管理していただきたいと思います。またあの、ガードレールやロードミラーなんかもこう、町民の、住民からのこう要望もあるわけですが、このようなところの設置状況というか、進捗状況は、どのような形になっていますかね。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

カーブミラー、ガードレールについては、おおむね要望は満たしていると思いますが、詳細につきましては総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

舞原総務課長

ただ今の質問にお答えいたします。カーブミラー等につきましては、交通安全対策特別交付金等によりまして、年次的に住民の要望のあった箇所から、整備をいたしているところでございます。今のところは本年度も何か所か、昨日も一応、入札執行いたしましたところですので。以上です。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

こういうロードミラー、ガードレールなんかも、本当こう、町民の皆さんからの要望があって、担当課の人たちも大変でしょうけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次にですね、国道や県道において、停止線や車道外側線、路側帯またはゼブラゾーン等ですね、白線が消滅しているところが見受けられるんですけども、管理者への修復の要請等は、どのような形になさっているのか、また県からの回答というようなことは、どのような回答であるのか伺いたしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的に国県道は、大隅地域振興局建設部の土木建築課が所管しているところでございます。白線等が消滅しているところについて管理者への修復の要請は行っているか、との質問ですけれども、区画線等も併せて、国県道の様々な案件については大隅地域振興局に要望しているところでございます。

大隅地域振興局に確認しましたところ、錦江町内では、令和元年度に、区画線工事を3件発注し、国道269号線の、かごしま国体のロードレースコース及び雄川の滝の観光路線である鹿屋吾平佐多線の外側線や中心線の工事を施工したとのことであります。

また、令和元年度錦江町通学路安全推進会議で要望のあった神之川内之浦線の宿利原小学校付近や、交通事故多発地点等特別対策合同診断で要望のあった、鹿屋吾平佐多線の池田小学校付近に交通安全対策として、スピード落とせの路面表示を施工したところでもあります。

令和2年度は、錦江町内の鹿屋吾平佐多線および国道448号線の内之浦宇宙センターへの観光路線を中心に区画線工事の発注を予定しております。

令和3年度以降については、区画線が消滅している箇所について、適時、

予算要求し、区画線設置の工事を発注していきたいとの回答をいただいております。引き続き、県に対して要望を続けてまいりたいと考えております。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

県のほうにも要望されて、着々とそういった改修が行われてきているというように認識したところであります。そういった中で、県道においてですね、路面がだいぶ削られて水溜まりがあると。舗装がはがれてもうむき出しで、水が溜まって、雨水が溜まって、大変なところも見受けられるところでもありますけれども。担当課としては、そういったところを把握されているのか。私が今日感じたところは、県道神川内之浦線の、町道城2号線ですか、神川から上に上がる、県道から城集落に上がるころの、あそこはものすごく、えぐられているというようなことで、対向車もですね、分からずに来たら、そこが穴が開いていたというようなところで、急ハンドルを切られて大変な状態でありました。そういったところもですね、担当課のほうでは町道に限らず、そういったところも管理者に要望して、みんなが安心安全な道路であるように努めていただければなと思っていますところですので、どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、これで私の一般質問を終わります。

[5番池迫議員、降壇]

水口議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会します。次の本会議は、6月23日ありますので申し添えておきます。

散 会 14:45